



愛媛県報

発行 愛媛県

平成20年3月21日金曜日 第1948号

◇ 目 次 ◇ 規 則

結核予防法施行細則を廃止する規則.....	203
愛媛県職場適応訓練委託規則の一部を改正する規則.....	203
愛媛県手数料条例の規定による手数料の金額等を定める規則の一部を改正する規則.....	204
水産業協同組合法施行細則の一部を改正する規則.....	206

告 示

愛媛県視覚福祉センターの点字印刷物売払代金収納事務の委託.....	206
指定自立支援医療機関の辞退.....	206
県営土地改良事業の換地処分.....	206
肥料登録有効期間の更新.....	206
農地保有合理化事業の実施に関する規程の変更の承認.....	206
公有水面埋立工事のしゅん功認可.....	206
港湾施設の概要.....	207
国際水域施設の保安の確保のために必要な制限区域の設定.....	207
道路の区域変更（県道南川壬生川停車場線）.....	207
道路の供用開始（ " ）.....	208
道路の区域変更（県道新居浜別子山線）.....	208
道路の供用開始（ " ）.....	208
道路の区域変更（県道新居浜別子山線）.....	208
道路の供用開始（ " ）.....	208
道路の供用開始（県道粟井浅海線）.....	209
道路の区域変更（県道松山川内自転車道線）.....	209
道路の供用開始（ " ）.....	209
道路の区域変更（県道美川内線）.....	209

道路の供用開始（ " ）.....	210
道路の区域変更（県道西条久万線）.....	210
道路の供用開始（ " ）.....	210
道路の供用開始（県道鳥井喜木津線）.....	210
道路の供用開始（県道肱川公園線）.....	210
道路の供用開始（県道論田袋口線）.....	211
道路の供用開始（一般国道441号）.....	211
自転車歩行者専用道路の指定.....	211
電線共同溝を整備すべき道路の指定.....	211
道路の位置の指定（3件）.....	212
愛媛県証紙売りさばき人の指定願の記載事項の変更.....	212

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請の公告.....	212
-------------------------------	-----

人事委員会規則

一般職の任期付研究員の採用等に関する規則等の一部を改正する規則.....	213
職員の自己啓発等休業に関する規則.....	237

公安委員会規則

愛媛県警察組織規則の一部を改正する規則.....	239
--------------------------	-----

公安委員会訓令

愛媛県公安委員会事務専決規程の一部を改正する訓令.....	240
-------------------------------	-----

選挙管理委員会告示

直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数.....	242
政治団体の収支に関する報告書の訂正の届出.....	242

規 則

○愛媛県規則第5号

結核予防法施行細則を廃止する規則を次のように定める。

平成20年3月21日

愛媛県知事 加戸守行

結核予防法施行細則を廃止する規則

結核予防法施行細則（昭和56年愛媛県規則第21号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○愛媛県規則第6号

愛媛県職場適応訓練委託規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成20年3月21日

愛媛県知事 加戸守行

愛媛県職場適応訓練委託規則の一部を改正する規則

愛媛県職場適応訓練委託規則（昭和39年愛媛県規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																				
<p>(委 託 契 約 の 変 更 及 び 解 除)</p> <p>第14条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、委託契約を職場適応訓練委託契約変更・解除通知書により受託事業主に通告して変更し、又は解除することができる。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 当該職場適応訓練生が高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）<u>第20条</u>の中高年齢失業者等求職手帳の発給を受けた者である場合は、当該手帳が失効したとき又は同法第24条第3項の規定に基づき公共職業安定所長が指示を変更したとき。</p> <p>(4)・(5) 省略</p> <p>様式第1号（第4条関係） 職場適応訓練申込書</p> <p>省略</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td colspan="2">省略</td></tr> <tr> <td style="width: 10%;">省略</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td style="width: 10%;">指示の種類</td> <td>中高年齢失業者等、広域就職適格者、激甚災害地域離職者、激甚災害による内定取消し未就職卒業者、へき地又は離島の居住者、45歳以上の求職者等、知的障害者、母子家庭の母等、中国残留邦人等永住帰国者、離農転職者、漁業離職者、一般旅客定期航路事業等離職者、特定漁業離職者、精神障害者、港湾運送事業離職者、北朝鮮帰国被害者等</td> </tr> <tr><td colspan="2">省略</td></tr> <tr><td colspan="2">省略</td></tr> </table> <p>省略</p> <p>注 省略</p>	省略		省略	省略	指示の種類	中高年齢失業者等、広域就職適格者、激甚災害地域離職者、激甚災害による内定取消し未就職卒業者、へき地又は離島の居住者、45歳以上の求職者等、知的障害者、母子家庭の母等、中国残留邦人等永住帰国者、離農転職者、漁業離職者、一般旅客定期航路事業等離職者、特定漁業離職者、精神障害者、港湾運送事業離職者、北朝鮮帰国被害者等	省略		省略		<p>(委 託 契 約 の 変 更 及 び 解 除)</p> <p>第14条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、委託契約を職場適応訓練委託契約変更・解除通知書により受託事業主に通告して変更し、又は解除することができる。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 当該職場適応訓練生が高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）<u>第12条</u>の中高年齢失業者等求職手帳の発給を受けた者である場合は、当該手帳が失効したとき又は同法第16条第3項の規定に基づき公共職業安定所長が指示を変更したとき。</p> <p>(4)・(5) 省略</p> <p>様式第1号（第4条関係） 職場適応訓練申込書</p> <p>省略</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td colspan="2">省略</td></tr> <tr> <td style="width: 10%;">省略</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td style="width: 10%;">指示の種類</td> <td>受給資格者、特例受給資格者、中高年齢失業者等、広域就職適格者、激甚災害地域離職者、激甚災害による内定取消し未就職卒業者、へき地又は離島の居住者、45歳以上の求職者等、知的障害者、母子家庭の母等、中国残留邦人等永住帰国者、離農転職者、漁業離職者、一般旅客定期航路事業等離職者、特定漁業離職者、精神障害者、港湾運送事業離職者、北朝鮮帰国被害者等</td> </tr> <tr><td colspan="2">省略</td></tr> <tr><td colspan="2">省略</td></tr> </table> <p>省略</p> <p>注 省略</p>	省略		省略	省略	指示の種類	受給資格者、特例受給資格者、中高年齢失業者等、広域就職適格者、激甚災害地域離職者、激甚災害による内定取消し未就職卒業者、へき地又は離島の居住者、45歳以上の求職者等、知的障害者、母子家庭の母等、中国残留邦人等永住帰国者、離農転職者、漁業離職者、一般旅客定期航路事業等離職者、特定漁業離職者、精神障害者、港湾運送事業離職者、北朝鮮帰国被害者等	省略		省略	
省略																					
省略	省略																				
指示の種類	中高年齢失業者等、広域就職適格者、激甚災害地域離職者、激甚災害による内定取消し未就職卒業者、へき地又は離島の居住者、45歳以上の求職者等、知的障害者、母子家庭の母等、中国残留邦人等永住帰国者、離農転職者、漁業離職者、一般旅客定期航路事業等離職者、特定漁業離職者、精神障害者、港湾運送事業離職者、北朝鮮帰国被害者等																				
省略																					
省略																					
省略																					
省略	省略																				
指示の種類	受給資格者、特例受給資格者、中高年齢失業者等、広域就職適格者、激甚災害地域離職者、激甚災害による内定取消し未就職卒業者、へき地又は離島の居住者、45歳以上の求職者等、知的障害者、母子家庭の母等、中国残留邦人等永住帰国者、離農転職者、漁業離職者、一般旅客定期航路事業等離職者、特定漁業離職者、精神障害者、港湾運送事業離職者、北朝鮮帰国被害者等																				
省略																					
省略																					

附 則

この規則は、平成20年 4月 1日から施行する。

○**愛媛県規則第7号**

愛媛県手数料条例の規定による手数料の金額等を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成20年 3月21日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県手数料条例の規定による手数料の金額等を定める規則の一部を改正する規則

愛媛県手数料条例の規定による手数料の金額等を定める規則（平成12年愛媛県規則第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(規 則 で 定 め る 手 数 料 の 金 額)</p> <p>第1条 省略</p> <p>2～5 省略</p> <p>6 条例別表6の表32の項の右欄の規則で定める金額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額とする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 前号に掲げる実技試験以外の実技試験（次号に該当するものを除く。） 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア _____ 園芸装飾、造園、さく井、金属溶解、鋳</p>	<p>(規 則 で 定 め る 手 数 料 の 金 額)</p> <p>第1条 省略</p> <p>2～5 省略</p> <p>6 条例別表6の表32の項の右欄の規則で定める金額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額とする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 前号に掲げる実技試験以外の実技試験（次号に該当するものを除く。） 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア <u>ビル設備管理</u>、園芸装飾、造園、さく井、金属溶解、鋳</p>

造、鍛造、金属熱処理、粉末冶金、機械加工、放電加工、金型製作、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、工業彫刻、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、溶射、金属ばね製造、ローブ加工、仕上げ、金属研磨仕上げ、切削工具研削、製材のこ目立て、ダイカスト、機械保全、電子回路接続、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、産業車両整備、鉄道車両製造・整備、時計修理、光学機器製造、複写機組立て、内燃機関組立て、空気圧装置組立て、油圧装置調整、縫製機械整備、建設機械整備、農業機械整備、冷凍空気調和機器施工、染色、ニット製品製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、木工機械整備、機械木工、木型製作、家具製作、建具製作、竹工芸、紙器・段ボール箱製造、製版、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、ガラス製品製造、ほうろう加工、陶磁器製造、ファインセラミックス製品製造、石材施工、パン製造、菓子製造、製麺、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、みそ製造、酒造、建築大工、枠組壁建築、かわらぶき、とび、左官、れんが積み、築炉、ブロック建築、エーエルシーパネル施工、コンクリート積みブロック施工、タイル張り、畳製作、配管、厨房設備施工、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、樹脂接着剤注入施工、内装仕上げ施工、スレート施工、熱絶縁施工、カーテンウォール施工、サッシ施工、自動ドア施工、バルコニー施工、ガラス施工、ウエルポイント施工、化学分析、金属材料試験、漆器製造、貴金属装身具製作、印章彫刻、表装、塗装、路面標示施工、塗料調色、広告美術仕上げ、義肢・装具製作、舞台機構調整、工業包装、写真、産業洗浄、商品装飾展示又はフラワー装飾の実技試験 15,700円

イ・ウ 省略

- (3) 3級の技能検定に係る実技試験（在校生に限る。）次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 園芸装飾、造園、さく井、鋳造、鍛造、金属熱処理、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、ダイカスト、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、プリント配線板製造、時計修理、内燃機関組立て、冷凍空気調和機器施工、染色、ニット製品製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、ウエルポイント施工、表装、塗装、広告美術仕上げ、舞台機構調整、工業包装、写真、商品装飾展示又はフラワー装飾の実技試験 10,500円

イ 省略

ウ 和裁、テクニカルイラストレーション、機械・プラント製図又は電気製図の実技試験 7,700円

造、鍛造、金属熱処理、粉末冶金、機械加工、放電加工、金型製作、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、工業彫刻、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、溶射、金属ばね製造、ローブ加工、仕上げ、金属研磨仕上げ、切削工具研削、製材のこ目立て、ダイカスト、機械保全、電子回路接続、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、家庭用電気治療器調整、自動販売機調整、産業車両整備、鉄道車両製造・整備、時計修理、眼鏡レンズ加工、光学機器製造、複写機組立て、内燃機関組立て、空気圧装置組立て、油圧装置調整、縫製機械整備、建設機械整備、農業機械整備、冷凍空気調和機器施工、染色、ニット製品製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、木工機械整備、機械木工、木型製作、家具製作、建具製作、竹工芸、紙器・段ボール箱製造、製版、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、ガラス製品製造、ほうろう加工、陶磁器製造、ファインセラミックス製品製造、石材施工、パン製造、菓子製造、製麺、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、みそ製造、酒造、建築大工、枠組壁建築、かわらぶき、とび、左官、れんが積み、築炉、ブロック建築、エーエルシーパネル施工、コンクリート積みブロック施工、タイル張り、畳製作、配管、浴槽設備施工、厨房設備施工、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、樹脂接着剤注入施工、内装仕上げ施工、スレート施工、熱絶縁施工、カーテンウォール施工、サッシ施工、自動ドア施工、バルコニー施工、ガラス施工、ウエルポイント施工、化学分析、金属材料試験、漆器製造、貴金属装身具製作、印章彫刻、表装、塗装、路面標示施工、塗料調色、広告美術仕上げ、義肢・装具製作、舞台機構調整、工業包装、写真、産業洗浄、商品装飾展示又はフラワー装飾の実技試験 15,700円

イ・ウ 省略

- (3) 3級の技能検定に係る実技試験（在校生に限る。）次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 園芸装飾、造園、さく井、鋳造、鍛造、金属熱処理、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、ダイカスト、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、プリント配線板製造、時計修理、内燃機関組立て、冷凍空気調和機器施工、染色、ニット製品製造、紳士服製造、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、ウエルポイント施工、表装、塗装、広告美術仕上げ、舞台機構調整、工業包装、写真又は商品装飾展示の実技試験 10,500円

イ 省略

ウ 和裁、テクニカルイラストレーション、機械・プラント製図又は電気製図の実技試験 7,700円

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○愛媛県規則第8号

水産業協同組合法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成20年 3月21日

愛媛県知事 加 戸 守 行

水産業協同組合法施行細則の一部を改正する規則

水産業協同組合法施行細則（昭和33年愛媛県規則第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（役員又は参事、会計主任の変更に関する報告）</p> <p>第5条 組合は、役員を選挙し、又は選任し、その就任にあつたときは、就任後2週間以内に、その職、住所、氏名、生年月日及びその資格事項を記載した書類に、役員を選挙した組合にあつては役員選挙録謄本を添えて報告しなければならない。</p> <p>2・3 省略</p> <p>（登記完了の報告）</p> <p>第15条 組合は、法第101条から第107条まで及び第109条から第112条までの規定による登記を完了したときは、当該登記完了後2週間以内に、登記事項証明書を添えて報告しなければならない。</p>	<p>（役員又は参事、会計主任の変更に関する報告）</p> <p>第5条 組合は、役員を選挙し、又は選任し、その就任にあつたときは、就任後2週間以内に、その職、住所、氏名、年齢及びその資格事項を記載した書類に、役員を選挙した組合にあつては役員選挙録謄本を添えて報告しなければならない。</p> <p>2・3 省略</p> <p>（登記完了の報告）</p> <p>第15条 組合は、法第101条から第107条まで及び第109条_____の規定による登記を完了したときは、当該登記完了後2週間以内に、登記事項証明書を添えて報告しなければならない。</p>

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

告 示

○愛媛県告示第403号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、愛媛県視聴覚福祉センターの点字印刷物売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

平成20年 3月21日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 受託者の名称及び主たる事務所の所在地
社会福祉法人愛媛県社会福祉事業団
松山市道後町二丁目12番11号
- 2 委託期間
平成20年4月1日から平成21年3月31日まで

○愛媛県告示第404号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第65条の規定に基づき、次のとおり指定自立支援医療機関の辞退の申出があった。

平成20年 3月21日

愛媛県知事 加 戸 守 行

名 称	辞退年月日
鬼北町立北宇和病院 （腎臓に関する医療）	平成20年 3月31日

○愛媛県告示第405号

平成20年 3月12日県営経営体育成基盤整備事業明穂地区の換地計画に基づく換地処分を行ったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第10項において準用する同法第54条第4項の規定により公告する。

平成20年 3月21日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第406号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により次のとおり肥料の有効期間を更新した。

平成20年 3月21日

愛媛県知事 加 戸 守 行

登録有効期限	登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（％）	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所
平成26年3月17日	愛媛県第1259号	炭酸カルシウム肥料	10粉状苦土炭酸石灰	アルカリ分 53.0 可溶性苦土 10.0	公定規格のとお	株式会社研農 高知県高知市萩町一丁目9番48号

○愛媛県告示第407号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、農地保有合理化事業の実施に関する規程の変更を次のとおり承認した。

平成20年 3月21日

愛媛県知事 加 戸 守 行

変更の承認を受けた農地保有合理化法人の名称	変更の承認に係る農地保有合理化事業の種類	承認年月日
社団法人鬼北町農業公社	法第4条第2項第1号から第4号に掲げる事業	平成20年 3月10日

○愛媛県告示第408号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下「法」という。）第22条第1項の規定により、次のように埋立てに関する工事のしゅん

功を認可した。

なお、法第22条第3項に規定する図書は、四国中央市役所において告示の日から起算して10年を経過する日まで閲覧することができる。

平成20年 3月21日

三島川之江港港湾管理者 愛媛県

代表者 愛媛県知事 加戸 守行

1 しゅん功認可を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

愛媛県

松山市一番町四丁目4番地2

代表者 愛媛県知事 加戸 守行

松山市御宝町119番1

2 埋立区域

(1) 位置

四国中央市川之江町4180番の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点のうち①の地点から③の地点までを順次に結んだ線、③の地点と④の地点を結ぶ平成12年の春分の満潮位(D.L.+4.14メートル)における公有水面と川之江1号防波堤との境界線、④の地点と⑤の地点を無結んだ線、⑤の地点と⑥の地点を結ぶ平成12年の春分の満潮位(D.L.+4.14メートル)における公有水面と川之江1号防波堤との境界線及び①の地点と⑥の地点を結ぶ平成12年の春分の満潮位(D.L.+4.14メートル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

基点(四国中央市川之江町地先 国土地理院「白燈台」四等三角点)は、北緯34度01分11秒239、東経133度54分33秒584の地点

①の地点は、基点から真北229度21分06秒390.18メートルの地点

②の地点は、①の地点から真北9度51分47秒311.07メートルの地点

③の地点は、②の地点から真北99度57分16秒18.26メートルの地点

④の地点は、③の地点から真北189度50分11秒122.00メートルの地点

⑤の地点は、④の地点から真北189度50分32秒0.40メートルの地点

⑥の地点は、⑤の地点から真北189度45分59秒194.83メー

ルの地点

(3) 面積

5,742.08平方メートル

3 埋立ての免許の年月日及び番号

平成13年 1月 5日 愛媛県指令12港第532号

4 しゅん功認可年月日

平成20年 3月21日

○愛媛県告示第409号

港湾法(昭和25年法律第218号)第34条において準用する同法第12条第5項の規定に基づき、三島川之江港港湾施設の概要を次のとおり公示する。

平成20年 3月21日

愛媛県知事 加戸 守行

種類	位置	数量及び能力
護岸	四国中央市三島中央一丁目地先	延長 320メートル
岸壁	同上	水深 14メートル 延長 280メートル 取付護岸延長 30メートル
臨港道路	同上	延長 1,180メートル 幅員 16.40~18.75メートル
橋梁	同上	延長 147メートル

○愛媛県告示第410号

国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律(平成16年法律第31号)第37条の規定に基づき、次の国際水域施設に接続する重要国際埠頭施設が国際航海船舶の利用に供される間において立入りを制限する区域を次のとおり設定する。

平成20年 3月21日

愛媛県知事 加戸 守行

地区名	国際水域施設名	制限区域
三島川之江港 金子地区	金子1号岸壁前泊地	別図に示す区域

(制限区域を示す関係図面は、省略し、その図面は、愛媛県庁、四国中央土木事務所及び四国中央市役所に備えて一般の縦覧に供する。)

○愛媛県告示第411号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、西条地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成20年 3月21日

愛媛県知事 加戸 守行

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員	延長	備考
県道	南川壬生川停車場線	西条市小松町南川字井手ノ向甲416番5から 同町北川字石原442番5まで	旧	メートル 11.5~18.8	キロメートル 0.261	
			新	11.9~19.5	0.261	

○愛媛県告示第 412 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、西条地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成20年 3月21日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	南川壬生川停車場線	西条市小松町南川字井手ノ向甲416番 5 から 同町北川字石原442番 5 まで	平成20年 3月22日

○愛媛県告示第 413 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、西条地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成20年 3月21日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員	延 長	備 考
県 道	新居浜別子山線	新居浜市大永山字土ノ峠埃谷347番 6	旧	メートル 22.8～25.2	キロメートル 0.015	
			新	22.8～31.0	0.015	

○愛媛県告示第 414 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、西条地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成20年 3月21日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	新居浜別子山線	新居浜市大永山字土ノ峠埃谷347番 6 から 同字347番 7 まで	平成20年 3月21日

○愛媛県告示第 415 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、西条地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成20年 3月21日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員	延 長	備 考
県 道	新居浜別子山線	新居浜市別子山字別子山乙555番211	旧	メートル 4.5～5.2	キロメートル 0.013	
			新	16.8～24.5	0.013	

○愛媛県告示第 416 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、西条地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成20年 3月21日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	新居浜別子山線	新居浜市別子山字別子山乙555番211	平成20年 3月21日

○愛媛県告示第 417 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成20年 3月21日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	粟井浅海線	松山市常竹甲407番 5 から 同市苞木甲237番 3 地先まで	平成20年 3月24日

○愛媛県告示第 418 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成20年 3月21日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	松山川内自転車道線	伊予郡砥部町拾町 2 番 1 地先から 同町拾町 2 番 2 地先まで 及 伊予郡砥部町拾町 2 番 1 地先から 同町拾町183番 2 まで	旧	メートル 4.0	キロメートル 0.056	
			新	4.0 4.0	0.056 0.668	

○愛媛県告示第 419 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成20年 3月21日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	松山川内自転車道線	伊予郡砥部町拾町 2 番 1 地先から 同町拾町183番 2 まで	平成20年 3月21日

○愛媛県告示第 420 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、松山地方局久万高原土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成20年 3月21日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	美川川内線	上浮穴郡久万高原町黒藤川1807番 2	旧	メートル 4.4 ~ 4.8	キロメートル 0.012	
			新	7.5 ~ 8.3	0.012	

○愛媛県告示第 421 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、松山地方局久万高原土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成20年 3月21日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	美川川内線	上浮穴郡久万高原町黒藤川807番 2	平成20年 3月21日

○愛媛県告示第 422 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、松山地方局久万高原土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成20年 3月21日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員	延 長	備 考
県 道	西条久万線	上浮穴郡久万高原町若山2159番 1	旧	メートル 11.0 ~ 14.5	キロメートル 0.019	
			新	15.5 ~ 107.5	0.019	

○愛媛県告示第 423 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、松山地方局久万高原土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成20年 3月21日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	西条久万線	上浮穴郡久万高原町若山2159番 1	平成20年 3月21日

○愛媛県告示第 424 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、八幡浜地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成20年 3月21日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	鳥井喜木津線	西宇和郡伊方町松1583番 2 から 同町松1603番 6 まで	平成20年 3月21日

○愛媛県告示第 425 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成20年 3月21日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	肱川公園線	大洲市肱川町名荷谷3101番3から 同町名荷谷3097番4まで	平成20年 3月21日

○愛媛県告示第 426 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。
平成20年 3月21日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	論田袋口線	喜多郡内子町立山2022番地先	平成20年 3月21日

○愛媛県告示第 427 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、八幡浜地方局西予土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。
平成20年 3月21日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一 般 国 道	441号	西予市野村町野村14号15番 5 から 同町野村14号41番 4 まで	平成20年 3月21日

○愛媛県告示第 428 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第48条の 7 第 2 項の規定に基づき、自転車歩行者専用道路を次のとおり指定する。
平成20年 3月21日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	指 定 す る 道 路 の 区 間	指 定期 日
県 道	松山川内自転車道線	伊予郡砥部町拾町 2 番 1 地先から 同町拾町183番 2 まで	平成20年 3月21日

○愛媛県告示第 429 号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成 7 年法律第39号）第 3 条第 1 項の規定に基づき、電線共同溝を整備すべき道路を次のように指定した。

その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。
平成20年 3月21日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	敷 地 の 員 幅	延 長
国 道	320号	宇和島市恵美須町二丁目 3 番 6 地先から 宇和島市錦町 9 番 4 地先まで	メートル 19～37	メートル 295

○愛媛県告示第 430 号

建築基準法（昭和25年法律第 201 号）第42条第 1 項第 5 号の規定により、次のとおり道路の位置を指定する。

平成20年 3月21日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 道路の位置

四国中央市妻鳥町字藪下2179番 3、2180番 2 及び2181番

2 申請人の住所氏名

四国中央市川之江町2893番地 1

有限会社富士住サービス 代表取締役 白石 一忠

四国中央市上分町 818 番地 1

脇 マツエ

四国中央市妻鳥町2179番地 2

脇 太

3 図面省略

1 道路の位置

四国中央市上分町字虚空蔵 742 番 6 及び 742 番 6 地先水路並びに同市上分町字城下 746 番 1

2 申請人の住所氏名

四国中央市妻鳥町1111番地の 1

トーハウ有限会社 代表取締役 長野 清

3 図面省略

○愛媛県告示第 432 号

建築基準法（昭和25年法律第 201 号）第42条第 1 項第 5 号の規定により、次のとおり道路の位置を指定する。

平成20年 3月21日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 道路の位置

大洲市徳森字小鳥越2722番 7 の一部、2722番10の一部及び2724番 1 の一部

2 申請人の住所氏名

大洲市徳森 630 番地

二宮 毅

3 図面省略

○愛媛県告示第 431 号

建築基準法（昭和25年法律第 201 号）第42条第 1 項第 5 号の規定により、次のとおり道路の位置を指定する。

平成20年 3月21日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第 433 号

次のとおり愛媛県証紙売りさばき人指定願の記載事項の変更が許可されたので、愛媛県証紙条例施行規則（昭和39年愛媛県規則第42号）第 5 条第 6 項の規定により告示する。

平成20年 3月21日

愛媛県知事 加 戸 守 行

指定 番号	売 り さ ば き 人		変 更 事 項		変更許可 年月日
	住 所	氏 名 又 は 名 称	新	旧	
伊予 16号	伊予郡砥部町宮内1392番地	えひめ中央農業協同組合宮内支所（公金派出所）	売りさばき人 伊予郡砥部町宮内1392番地 えひめ中央農業協同組合宮内支所（公金派出所） 売りさばき所 伊予郡砥部町宮内1392番地 えひめ中央農業協同組合宮内支所（公金派出所）	売りさばき人 伊予郡砥部町宮内1392番地 えひめ中央農業協同組合砥部町役場出張所 売りさばき所 伊予郡砥部町宮内1392番地 えひめ中央農業協同組合砥部町役場出張所	平成20年 3月24日

公 告

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第 7 号）第25条第 4 項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第 5 項において準用する同法第10条第 2 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成20年 3月21日

愛媛県知事 加 戸 守 行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成20年 3月13日	NPO法人 ぴあ	佐野 卓志	愛媛県松山市木屋町一丁目 9 番地 4	この法人は、障害のある人が自分らしくあたりまえに地域で生活することを支援するため、障害のある人の社会参加促進に関する実践活動、障害のある人に対する地域住民の理解促進活動等を行いながら、地域福祉の向上、発展に寄与することを目的とする。

人事委員会規則

○愛媛県人事委員会規則 6 - 176

一般職の任期付研究員の採用等に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成20年3月21日

愛媛県人事委員会委員長 稲 瀬 道 和

一般職の任期付研究員の採用等に関する規則等の一部を改正する規則

(一般職の任期付研究員の採用等に関する規則の一部改正)

第1条 一般職の任期付研究員の採用等に関する規則(愛媛県人事委員会規則6-158)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>第3条 省略 (端数計算)</p> <p>第4条 条例第5条第5項の規定による給料月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該職員の給料月額とする。 (任期付研究員業績手当)</p> <p>第5条 条例第5条第6項の特に顕著な研究業績とは、同条第3項又は第4項の規定により任期付研究員の給料月額が決定された際に期待された研究成果、研究活動等に照らして特に顕著であると認められる研究業績をいう。</p> <p>第6条 省略 第7条 省略 第8条 省略 第9条 省略 第10条 省略 第11条 省略 第12条 省略 第13条 省略 第14条 省略</p>	<p>第3条 省略</p> <p>(任期付研究員業績手当)</p> <p>第4条 条例第5条第5項の特に顕著な研究業績とは、同条第3項又は第4項の規定により任期付研究員の給料月額が決定された際に期待された研究成果、研究活動等に照らして特に顕著であると認められる研究業績をいう。</p> <p>第5条 省略 第6条 省略 第7条 省略 第8条 省略 第9条 省略 第10条 省略 第11条 省略 第12条 省略 第13条 省略</p>

(一般職の任期付職員の採用等に関する規則の一部改正)

第2条 一般職の任期付職員の採用等に関する規則(愛媛県人事委員会規則6-162)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>第2条 省略 (端数計算)</p> <p>第3条 特定任期付職員について、条例第7条第4項の規定による給料月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該職員の給料月額とする。 (特定任期付職員業績手当)</p> <p>第4条 条例第7条第5項の特に顕著な業績を挙げたかどうかは、同条第2項又は第3項の規定により特定任期付職員の給料月額が決定された際に期待された業績に照らして判断するものとする。</p> <p>第5条 省略 第6条 省略 第7条 省略 (初任給等規則の規定の適用に関する読替え)</p> <p>第8条 前条の規定の適用を受ける第2条第2項任期付職員については、初任給等規則第8条の2第1号中「第17条」とあるのは</p>	<p>第2条 省略</p> <p>(特定任期付職員業績手当)</p> <p>第3条 条例第7条第4項の特に顕著な業績を挙げたかどうかは、同条第2項又は第3項の規定により特定任期付職員の給料月額が決定された際に期待された業績に照らして判断するものとする。</p> <p>第4条 省略 第5条 省略 第6条 省略 (初任給等規則の規定の適用に関する読替え)</p> <p>第7条 前条の規定の適用を受ける第2条第2項任期付職員については、初任給等規則第8条の2第1号中「第17条」とあるのは</p>

「一般職の任期付職員の採用等に関する規則（愛媛県人事委員会規則6 - 162）第7条」と、初任給等規則第24条第2項第2号中「第17条」とあるのは「一般職の任期付職員の採用等に関する規則第7条」として、これらの規定を適用する。

第9条 省略

「一般職の任期付職員の採用等に関する規則（愛媛県人事委員会規則6 - 162）第6条」と、初任給等規則第24条第2項第2号中「第17条」とあるのは「一般職の任期付職員の採用等に関する規則第6条」として、これらの規定を適用する。

第8条 省略

（職員の給与の支給等に関する規則の一部改正）

第3条 職員の給与の支給等に関する規則（愛媛県人事委員会規則7 - 0）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>第1条 （給料）</p> <p>第1条の2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員及び育児休業法第17条の規定による短時間勤務をすることとなつた職員について、条例第4条第12項の規定による給料月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもつて当該職員の給料月額とする。</p> <p>第1条の3 省略</p> <p>第5条の2 職員が給与期間の中途において次の各号の一に該当する場合におけるその給与期間の給料は、日割計算により支給する。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) <u>育児休業法</u> _____第2条の規定により育児休業を始め、又は育児休業の終了により職務に復帰した場合</p> <p>(4)・(5) 省略</p> <p>(6) <u>自己啓発等休業（地方公務員法第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業をいう。以下同じ。）を始め、又は自己啓発等休業の終了により職務に復帰した場合</u></p> <p>(7) 省略</p> <p>2 給与期間の初日から引き続いて休職にされ、専従許可を受け、育児休業法第2条の規定により育児休業をし、外国派遣条例第2条第1項の規定若しくは公益法人等派遣条例第2条第1項の規定により派遣され、<u>自己啓発等休業をし、又は停職にされている職員が、給料の支給定日後に復職し、又は職務に復帰した場合には、その給与期間中の給料をその際支給する。</u></p>	<p>第1条 （給料）</p> <p>第1条の2 省略</p> <p>第5条の2 職員が給与期間の中途において次の各号の一に該当する場合におけるその給与期間の給料は、日割計算により支給する。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) <u>地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条の規定により育児休業を始め、又は育児休業の終了により職務に復帰した場合</u></p> <p>(4)・(5) 省略</p> <p>(6) 省略</p> <p>2 給与期間の初日から引き続いて休職にされ、専従許可を受け、育児休業法第2条の規定により育児休業をし、外国派遣条例第2条第1項の規定若しくは公益法人等派遣条例第2条第1項の規定により派遣され_____、又は停職にされている職員が、給料の支給定日後に復職し、又は職務に復帰した場合には、その給与期間中の給料をその際支給する。</p>

（教育職員の給与の支給等に関する規則の一部改正）

第4条 教育職員の給与の支給等に関する規則（愛媛県人事委員会規則7 - 60）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（給料の日割計算）</p> <p>第2条 職員が給与期間の中途において次の各号のいずれかに該当する場合におけるその給与期間の給料は、日割計算により支給する。</p> <p>(1)~(6) 省略</p> <p>(7) <u>自己啓発等休業（地方公務員法第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業をいう。以下同じ。）を始め、又は自己啓発等休業の終了により職務に復帰した場合</u></p>	<p>（給料の日割計算）</p> <p>第2条 職員が給与期間の中途において次の各号のいずれかに該当する場合におけるその給与期間の給料は、日割計算により支給する。</p> <p>(1)~(6) 省略</p>

(8) 省略

2 給与期間の初日から引き続いて休職にされ、専従許可を受け、育児休業法第2条の規定により育児休業をし、外国派遣条例第2条第1項の規定により派遣され、大学院修学休業をし、公益法人等派遣条例第2条第1項の規定により派遣され、自己啓発等休業をし、又は停職にされている職員が、給料の支給定日後に復職し、又は職務に復帰した場合には、その給与期間中の給料をその際支給する。

(7) 省略

2 給与期間の初日から引き続いて休職にされ、専従許可を受け、育児休業法第2条の規定により育児休業をし、外国派遣条例第2条第1項の規定により派遣され、大学院修学休業をし、公益法人等派遣条例第2条第1項の規定により派遣され _____、又は停職にされている職員が、給料の支給定日後に復職し、又は職務に復帰した場合には、その給与期間中の給料をその際支給する。

(職員の通勤手当の支給等に関する規則の一部改正)

第5条 職員の通勤手当の支給等に関する規則(愛媛県人事委員会規則7-65)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(育児短時間勤務職員等及び短時間勤務職員に係る通勤手当の減額)</p> <p>第9条 省略 (返納の事由及び額等)</p> <p>第14条 条例第10条第4項の人事委員会規則で定める事由は、通勤手当(1箇月の支給単位期間に係るものを除く。)を支給される職員について生じた次の各号のいずれかに掲げる事由とする。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 月の中途において、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第28条第2項の規定又は職員の分限に関する条例(昭和26年愛媛県条例第43号。以下「分限条例」という。)第2条の規定により休職にされ、法第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受け、教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第26条の規定により大学院修学休業をし、公益法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13年愛媛県条例第47号)第2条第3項第1号に規定する職員派遣(以下「公益法人等派遣」という。)をされ、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和63年愛媛県条例第4号。以下「外国派遣条例」という。)第2条第1項の規定により派遣され、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第2条の規定により育児休業をし、<u>法第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業をし、又は法第29条の規定により停職にされた場合であつて、これらの期間が2以上の月にわたることとなるとき。</u></p> <p>(4) 省略</p> <p>2・3 省略 (支給単位期間)</p> <p>第16条 省略</p> <p>2 月の中途において、法第28条第2項又は分限条例第2条の規定により休職にされ、法第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受け、教育公務員特例法第26条の規定により大学院修学休業をし、公益法人等派遣をされ、外国派遣条例第2条第1項の規定により派遣され、育児休業法第2条の規定により育児休業をし、<u>法第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業をし、又は法第29条の規定により停職にされた場合であつて、これらの期間が2以上の月にわたることとなつたとき(次項に規定する場合に該当しているときを除く。)</u>は、支給単位期間は、その後復職し、又は職務に復帰した日の属する月の翌月(その日が月の初日である場合にあつては、その日の属する月)から開始する。</p>	<p>(_____ 短時間勤務職員に係る通勤手当の減額)</p> <p>第9条 省略 (返納の事由及び額等)</p> <p>第14条 条例第10条第4項の人事委員会規則で定める事由は、通勤手当(1箇月の支給単位期間に係るものを除く。)を支給される職員について生じた次の各号のいずれかに掲げる事由とする。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 月の中途において、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第28条第2項の規定又は職員の分限に関する条例(昭和26年愛媛県条例第43号。以下「分限条例」という。)第2条の規定により休職にされ、法第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受け、教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第26条の規定により大学院修学休業をし、公益法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13年愛媛県条例第47号)第2条第3項第1号に規定する職員派遣(以下「公益法人等派遣」という。)をされ、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和63年愛媛県条例第4号。以下「外国派遣条例」という。)第2条第1項の規定により派遣され、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第2条の規定により育児休業をし _____、<u>又は法第29条の規定により停職にされた場合であつて、これらの期間が2以上の月にわたることとなるとき。</u></p> <p>(4) 省略</p> <p>2・3 省略 (支給単位期間)</p> <p>第16条 省略</p> <p>2 月の中途において、法第28条第2項又は分限条例第2条の規定により休職にされ、法第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受け、教育公務員特例法第26条の規定により大学院修学休業をし、公益法人等派遣をされ、外国派遣条例第2条第1項の規定により派遣され、育児休業法第2条の規定により育児休業をし _____、<u>又は法第29条の規定により停職にされた場合であつて、これらの期間が2以上の月にわたることとなつたとき(次項に規定する場合に該当しているときを除く。)</u>は、支給単位期間は、その後復職し、又は職務に復帰した日の属する月の翌月(その日が月の初日である場合にあつては、その日の属する月)から開始する。</p>

3 省略

3 省略

(管理職手当に関する規則の一部改正)

第6条 管理職手当に関する規則(愛媛県人事委員会規則7-68)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(支給額)</p> <p>第3条 前条第1項に規定する職を占める職員のうち地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員(以下「再任用職員」という。)以外の職員に支給する管理職手当は、当該職員に適用される給料表の別並びに当該職員の属する職務の級及び当該職に係る前条第2項の規定による区分(以下「当該職の区分」という。)に応じ、別表第2の管理職手当欄に定める額(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員及び同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員(以下「育児短時間勤務職員等」という。)にあつてはその額に職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例(昭和26年愛媛県条例第56号。以下「職員勤務時間等条例」という。)第11条第1項の規定により定められたその者の勤務時間を同項に規定する育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員以外の職員の勤務時間で除して得た数(以下「算出率」という。)を、法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員にあつては、その額に職員勤務時間等条例第11条第1項の規定により定められたその者の勤務時間を同項に規定する育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員以外の職員の勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)とする。</p> <p>2 前条第1項に規定する職を占める職員のうち再任用職員に支給する管理職手当は、当該職員に適用される給料表の別並びに当該職員の属する職務の級及び当該職の区分に応じ、別表第3に定める額(育児短時間勤務職員等にあつてはその額に算出率を、法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員にあつては、その額に職員勤務時間等条例第11条第1項の規定により定められたその者の勤務時間を同項に規定する育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員以外の職員の勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)とする。</p>	<p>(支給額)</p> <p>第3条 前条第1項に規定する職を占める職員のうち地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員(以下「再任用職員」という。)以外の職員に支給する管理職手当は、当該職員に適用される給料表の別並びに当該職員の属する職務の級及び当該職に係る前条第2項の規定による区分(以下「当該職の区分」という。)に応じ、別表第2の管理職手当欄に定める額(_____)とする。</p> <p>_____ 法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員にあつては、その額に職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例(昭和26年愛媛県条例第56号)第11条第1項の規定により定められたその者の勤務時間を同項に規定する _____ 再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員以外の職員の勤務時間で除して得た数を _____ 乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額 _____)とする。</p> <p>2 前条第1項に規定する職を占める職員のうち再任用職員に支給する管理職手当は、当該職員に適用される給料表の別並びに当該職員の属する職務の級及び当該職の区分に応じ、別表第3に定める額(_____)法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員にあつては、その額に職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例第11条第1項の規定により定められたその者の勤務時間を同項に規定する _____ 再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員以外の職員の勤務時間で除して得た数を _____ 乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額 _____)とする。</p>

(初任給調整手当の支給等に関する規則の一部改正)

第7条 初任給調整手当の支給等に関する規則(愛媛県人事委員会規則7-155)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(職員の範囲)</p> <p>第6条 初任給調整手当の支給期間は35年とし、その月額額は職員の区分及び採用の日又は第4条に規定する職員となつた日以後の期</p>	<p>(職員の範囲)</p> <p>第6条 初任給調整手当の支給期間は35年とし、その月額額は職員の区分及び採用の日又は第4条に規定する職員となつた日以後の期</p>

間の区分に応じた別表に掲げる額（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員及び同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなつた職員にあつては、その額に職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例（昭和26年愛媛県条例第56号）第11条第1項の規定により定められたその者の勤務時間を同項に規定する育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員以外の職員の勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）とする。

この場合において、大学（旧専門学校令による専門学校等で人事委員会の定めるものを含む。）卒業の日からそれぞれ採用の日又は第4条に規定する職員となつた日までの期間が4年（臨床研修を経た場合にあつては6年、実地修練を経た場合にあつては5年）を超えることとなる職員（学校教育法に規定する大学院の博士課程の所定の単位を修得し、かつ、同課程の所定の期間を経過した日から3年内の職員を除く。）に対する同表の適用については、採用の日又は第4条に規定する職員となつた日からその超えることとなる期間（1年に満たない期間があるときは、その期間を1年として算定した期間）に相当する期間初任給調整手当が支給されていたものとする。

2・3 省略

間の区分に応じた別表に掲げる額 _____

_____とする。

この場合において、大学（旧専門学校令による専門学校等で人事委員会の定めるものを含む。）卒業の日からそれぞれ採用の日又は第4条に規定する職員となつた日までの期間が4年（臨床研修を経た場合にあつては6年、実地修練を経た場合にあつては5年）を超えることとなる職員（学校教育法に規定する大学院の博士課程の所定の単位を修得し、かつ、同課程の所定の期間を経過した日から3年内の職員を除く。）に対する同表の適用については、採用の日又は第4条に規定する職員となつた日からその超えることとなる期間（1年に満たない期間があるときは、その期間を1年として算定した期間）に相当する期間初任給調整手当が支給されていたものとする。

2・3 省略

（期末手当及び勤勉手当の支給等に関する規則の一部改正）

第8条 期末手当及び勤勉手当の支給等に関する規則（愛媛県人事委員会規則7 - 204）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（期末手当の支給を受ける職員）</p> <p>第2条 職員給与と条例第19条第1項前段又は教育職員給与と条例第19条第1項前段の規定により期末手当の支給を受ける職員は、それぞれこれらの項に規定する基準日（以下「基準日」という。）に在職する職員（職員給与と条例第19条の2各号又は教育職員給与と条例第19条の2各号のいずれかに該当する者を除く。）のうち、次に掲げる職員以外の職員とする。</p> <p>(1)～(5) 省略</p> <p>(6) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条の規定により育児休業をしている職員のうち、職員の育児休業等に関する条例（平成4年愛媛県条例第2号。以下「育児休業条例」という。）第7条第1項に規定する職員以外の職員</p> <p>(7)～(9) 省略</p> <p>(10) 法第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業（以下「自己啓発等休業」という。）をしている職員</p> <p>（加算を受ける職員及び加算割合）</p> <p>第5条の4 省略</p> <p>2 職員給与と条例第19条第5項の100分の25を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合は、管理職手当の区分が1種に該当する職を占める職員、任期付職員条例第7条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員及び任期付研究員条例第5条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員のうち人事委員会が指定するものについては100分の25とし、その他の職員については100分の15とする。</p>	<p>（期末手当の支給を受ける職員）</p> <p>第2条 職員給与と条例第19条第1項前段又は教育職員給与と条例第19条第1項前段の規定により期末手当の支給を受ける職員は、それぞれこれらの項に規定する基準日（以下「基準日」という。）に在職する職員（職員給与と条例第19条の2各号又は教育職員給与と条例第19条の2各号のいずれかに該当する者を除く。）のうち、次に掲げる職員以外の職員とする。</p> <p>(1)～(5) 省略</p> <p>(6) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条の規定により育児休業をしている職員のうち、職員の育児休業等に関する条例（平成4年愛媛県条例第2号。以下「育児休業条例」という。）第5条の3第1項に規定する職員以外の職員</p> <p>(7)～(9) 省略</p> <p>（加算を受ける職員及び加算割合）</p> <p>第5条の4 省略</p> <p>2 職員給与と条例第19条第5項の給料月額に乘ずる _____ 割合は、管理職手当の区分が1種に該当する職を占める職員、任期付職員条例第7条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員及び任期付研究員条例第5条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員のうち人事委員会が指定するものについては100分の25とし、その他の職員については100分の15とする。</p>

(期末手当に係る在職期間)

第 6 条 省略

2 前項の期間の算定については、次の各号に掲げる期間を除算する。

(1) ~ (3) 省略

(4) 自己啓発等休業をしている職員として在職した期間については、その2分の1の期間

(5) 省略

(6) 育児休業法第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員(以下「育児短時間勤務職員等」という。)として在職した期間については、当該期間から当該期間に算出率(職員給与条例第4条第12項及び教育職員給与条例第8条に規定する算出率をいう。第12条第2項第6号において同じ。)を乗じて得た期間を控除して得た期間の2分の1の期間

3 省略

(勤勉手当の支給を受ける職員)

第 8 条 職員給与条例第19条の4第1項前段又は教育職員給与条例第19条の4第1項前段の規定により勤勉手当の支給を受ける職員は、これらの項に規定するそれぞれの基準日に在職する職員(職員給与条例第19条の4第5項において準用する職員給与条例第19条の2各号又は教育職員給与条例第19条の4第5項において準用する教育職員給与条例第19条の2各号のいずれかに該当する者を除く。)のうち、次に掲げる職員以外の職員とする。

(1) ~ (3) 省略

(4) 育児休業法第2条の規定により育児休業をしている職員のうち、育児休業条例第7条第2項に規定する職員以外の職員

(5)・(6) 省略

(7) 第2条第10号に該当する者

(勤勉手当に係る勤務期間)

第12条 省略

2 前項の期間の算定については、次の各号に掲げる期間を除算する。

(1) ~ (3) 省略

(4) 自己啓発等休業をしている職員として在職した期間

(5) 省略

(6) 育児短時間勤務職員等として在職した期間から当該期間に算出率を乗じて得た期間を控除して得た期間

(7) 省略

(8) 省略

(9) 省略

(10) 省略

(11) 省略

別表第1 (第5条の3関係)

給料表	職 員	加算割合
省略		
任期付職員 条例第7条 第1項に規 定する給料 表	5号給以上の号給及び任期付職員 条例第7条第3項(同条第4項の 規定が適用される場合を含む。) の規定により決定された給料月額 を受ける職員	100分の20

(期末手当に係る在職期間)

第 6 条 省略

2 前項の期間の算定については、次の各号に掲げる期間を除算する。

(1) ~ (3) 省略

(4) 省略

3 省略

(勤勉手当の支給を受ける職員)

第 8 条 職員給与条例第19条の4第1項前段又は教育職員給与条例第19条の4第1項前段の規定により勤勉手当の支給を受ける職員は、これらの項に規定するそれぞれの基準日に在職する職員(職員給与条例第19条の4第5項において準用する職員給与条例第19条の2各号又は教育職員給与条例第19条の4第5項において準用する教育職員給与条例第19条の2各号のいずれかに該当する者を除く。)のうち、次に掲げる職員以外の職員とする。

(1) ~ (3) 省略

(4) 育児休業法第2条の規定により育児休業をしている職員のうち、育児休業条例第5条の3第2項に規定する職員以外の職員

(5)・(6) 省略

(勤勉手当に係る勤務期間)

第12条 省略

2 前項の期間の算定については、次の各号に掲げる期間を除算する。

(1) ~ (3) 省略

(4) 省略

(5) 省略

(6) 省略

(7) 省略

(8) 省略

(9) 省略

別表第1 (第5条の3関係)

給料表	職 員	加算割合
省略		
任期付職員 条例第7条 第1項に規 定する給料 表	5号給以上の _____ _____ 給料月額 を受ける職員	100分の20

	4号給及び3号給 _____ を受ける職員	100分の15
	2号給及び1号給 _____ を受ける職員	100分の10
任期付研究員条例第5条第1項に規定する給料表	5号給以上の号給及び任期付研究員条例第5条第4項(同条第5項の規定が適用される場合を含む。)の規定により決定された給料月額を受ける職員	100分の20
	4号給及び3号給 _____ を受ける職員	100分の15
	2号給及び1号給 _____ を受ける職員	100分の10
省略		

備考 省略

	4号給及び3号給の給料月額を受ける職員	100分の15
	2号給及び1号給の給料月額を受ける職員	100分の10
任期付研究員条例第5条第1項に規定する給料表	5号給以上の _____ 給月額を受ける職員	100分の20
	4号給及び3号給の給料月額を受ける職員	100分の15
	2号給及び1号給の給料月額を受ける職員	100分の10
省略		

備考 省略

(特地勤務手当等に関する規則の一部改正)

第9条 特地勤務手当等に関する規則(愛媛県人事委員会規則7-368)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(特地勤務手当の月額)</p> <p>第3条 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p>4 次の各号に掲げる職員に対する第2項(前項各号の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員及び育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員(以下「育児短時間勤務職員等」という。)以外の職員であつて、第2項各号に定める日において育児短時間勤務職員等であつたもの 同項中「受けていた給料及び」とあるのは、「受けていた給料の月額を同日における職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例(昭和26年愛媛県条例第56号)第11条第1項の規定により定められたその者の勤務時間を同項に規定する育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員以外の職員の勤務時間で除して得た数で除して得た額及び同日に受けていた」とする。</p> <p>(2) 育児短時間勤務職員等であつて、第2項各号に定める日において育児短時間勤務職員等以外の職員であつたもの 同項(前項各号の規定により読み替えて適用する場合を含む。)中「給料及び扶養手当の月額の合計額の2分の1に相当する額と」とあるのは、「給料の月額に職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例(昭和26年愛媛県条例第56号)第11条第1項の規定により定められたその者の勤務時間を同項に規定する育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員以外の職員の勤務時間で除して得た数を乗じて得た額及び扶養手当の月額の合計額の2分の1に相当する額と」とする。</p> <p>(3) 育児短時間勤務職員等であつて、第2項各号に定める日において育児短時間勤務職員等であつたもの 同項中「受けていた</p>	<p>(特地勤務手当の月額)</p> <p>第3条 省略</p> <p>2・3 省略</p>

給料及び」とあるのは、「受けていた給料の月額を同日における職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例（昭和26年愛媛県条例第56号）第11条第1項の規定により定められたその者の勤務時間を同項に規定する育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員以外の職員の勤務時間で除して得た数で除して得た額に当該数を乗じて得た額及び同日に受けていた」とする。

（特地勤務手当に準ずる手当）

第4条 省略

2 条例第11条の3第1項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の月額は、同項に規定する異動又は公署の移転の日（職員が当該異動によりその日前1年以内に在勤していた公署に勤務することとなった場合（人事委員会が定める場合に限る。）には、その日前の人事委員会が定める日。以下この条において同じ。）に受けていた給料及び扶養手当の月額の合計額に、次の表の左欄に掲げる期間等の区分に応じ、同表の右欄に掲げる支給割合を乗じて得た額（その額が現に受ける給料及び扶養手当の月額の合計額に100分の6を乗じて得た額を超えるときは、当該額）とする。

Table with 1 row and 1 column containing the text '省略' (Omission).

3 省略

4 次の各号に掲げる職員に対する第2項（前項各号の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

- (1) 育児短時間勤務職員以外の職員であつて、条例第11条の3第1項に規定する異動又は公署の移転の日において育児短時間勤務職員等であつたもの 第2項中「受けていた給料及び」とあるのは、「受けていた給料の月額を同項に規定する異動又は公署の移転の日における職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例（昭和26年愛媛県条例第56号）第11条第1項の規定により定められたその者の勤務時間を同項に規定する育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員以外の職員の勤務時間で除して得た数で除して得た額及び同日に受けていた」とする。
(2) 育児短時間勤務職員等であつて、条例第11条の3第1項に規定する異動又は公署の移転の日において育児短時間勤務職員等以外の職員であつたもの 第2項（前項各号の規定により読み替えて適用する場合を含む。）中「受けていた給料及び扶養手当の月額の合計額」とあるのは、「受けていた給料の月額に職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例（昭和26年愛媛県条例第56号）第11条第1項の規定により定められたその者の勤務時間を同項に規定する育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員以外の職員の勤務時間で除して得た数を乗じて得た額及び扶養手当の月額の合計額」とする。
(3) 育児短時間勤務職員等であつて、条例第11条の3第1項に規定する異動又は公署の移転の日において育児短時間勤務職員等であつたもの 第2項中「受けていた給料及び」とあるのは、「受けていた給料の月額を同項に規定する異動又は公署の移転の日における職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例（昭和26年愛媛県条例第56号）第11条第1項の規定により定められたその者の勤務時間を同項に規定する育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員以外の職

（特地勤務手当に準ずる手当）

第4条 省略

2 条例第11条の3第1項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の月額は、同項に規定する異動又は公署の移転の日（職員が当該異動によりその日前1年以内に在勤していた公署に勤務することとなった場合（人事委員会が定める場合に限る。）には、その日前の人事委員会が定める日。次項において同じ。）に受けていた給料及び扶養手当の月額の合計額に、次の表の左欄に掲げる期間等の区分に応じ、同表の右欄に掲げる支給割合を乗じて得た額（その額が現に受ける給料及び扶養手当の月額の合計額に100分の6を乗じて得た額を超えるときは、当該額）とする。

Table with 1 row and 1 column containing the text '省略' (Omission).

3 省略

員の勤務時間で除して得た数で除して得た額に当該数を乗じて得た額及び同日に受けていた」とする。

(教育職員の管理職手当に関する規則の一部改正)

第10条 教育職員の管理職手当に関する規則(愛媛県人事委員会規則7-390)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(支給額)</p> <p>第3条 前条第1項に規定する職を占める教育職員のうち地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された教育職員(以下「再任用教育職員」という。)以外の教育職員に支給する管理職手当は、当該教育職員に適用される給料表の別並びに当該教育職員の属する職務の級及び当該職に係る前条第2項の規定による区分(以下「当該職の区分」という。)に応じ、別表第2の管理職手当欄に定める額(法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める教育職員にあつては、その額に教育職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例(昭和27年愛媛県条例第31号。以下「教育職員勤務時間等条例」という。)第11条第1項の規定により定められたその者の勤務時間を同項に規定する<u>育児短時間勤務教育職員等、再任用短時間勤務教育職員及び任期付短時間勤務教育職員以外の教育職員の勤務時間で除して得た数を、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた教育職員及び同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなつた教育職員(以下「育児短時間勤務教育職員等」という。)</u>にあつてはその額に教育職員勤務時間等条例第11条第1項の規定により定められたその者の勤務時間を同項に規定する育児短時間勤務教育職員等、再任用短時間勤務教育職員及び任期付短時間勤務教育職員以外の教育職員の勤務時間で除して得た数(以下「算出率」という。)をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)とする。</p> <p>2 前条第1項に規定する職を占める教育職員のうち再任用教育職員に支給する管理職手当は、当該教育職員に適用される給料表の別並びに当該教育職員の属する職務の級及び当該職の区分に応じ、別表第3に定める額(法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める教育職員にあつてはその額に教育職員勤務時間等条例第11条第1項の規定により定められたその者の勤務時間を同項に規定する育児短時間勤務教育職員等、再任用短時間勤務教育職員及び任期付短時間勤務教育職員以外の教育職員の勤務時間で除して得た数を、<u>育児短時間勤務教育職員等</u>にあつてはその額に算出率をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)とする。</p>	<p>(支給額)</p> <p>第3条 前条第1項に規定する職を占める教育職員のうち地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された教育職員(以下「再任用教育職員」という。)以外の教育職員に支給する管理職手当は、当該教育職員に適用される給料表の別並びに当該教育職員の属する職務の級及び当該職に係る前条第2項の規定による区分(以下「当該職の区分」という。)に応じ、別表第2の管理職手当欄に定める額(法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める教育職員にあつては、その額に教育職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例(昭和27年愛媛県条例第31号_____)第11条第1項の規定により定められたその者の勤務時間を同項に規定する_____再任用短時間勤務教育職員及び任期付短時間勤務教育職員以外の教育職員の勤務時間で除して得た数を_____)乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額_____)とする。</p> <p>2 前条第1項に規定する職を占める教育職員のうち再任用教育職員に支給する管理職手当は、当該教育職員に適用される給料表の別並びに当該教育職員の属する職務の級及び当該職の区分に応じ、別表第3に定める額(法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める教育職員にあつては、その額に教育職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例第11条第1項の規定により定められたその者の勤務時間を同項に規定する_____再任用短時間勤務教育職員及び任期付短時間勤務教育職員以外の教育職員の勤務時間で除して得た数を_____)乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額_____)とする。</p>

(義務教育等教員特別手当に関する規則の一部改正)

第11条 義務教育等教員特別手当に関する規則(愛媛県人事委員会規則7-471)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(義務教育等教員特別手当の月額)</p>	<p>(義務教育等教員特別手当の月額)</p>

第2条 義務教育等教員特別手当の月額、次の各号に掲げる教育職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める教育職員にあつてはその額）に教育職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例（昭和27年愛媛県条例第31号）第11条第1項の規定により定められたその者の勤務時間を同項に規定する育児短時間勤務教育職員等、再任用短時間勤務教育職員及び任期付短時間勤務教育職員以外の教育職員の勤務時間で除して得た数を、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた教育職員及び同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなつた教育職員にあつてはその額と同条第11条第1項の規定により定められたその者の勤務時間を同項に規定する育児短時間勤務教育職員等、再任用短時間勤務教育職員及び任期付短時間勤務教育職員以外の教育職員の勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）とする。

(1)～(5) 省略

第2条 義務教育等教員特別手当の月額、次の各号に掲げる教育職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める教育職員にあつてはその額）に教育職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例（昭和27年愛媛県条例第31号）第11条第1項の規定により定められたその者の勤務時間を同項に規定する _____ 再任用短時間勤務教育職員及び任期付短時間勤務教育職員以外の教育職員の勤務時間で除して得た数を _____ 乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）とする。

(1)～(5) 省略

（愛媛県職員の退職手当の支給等に関する規則の一部改正）

第12条 愛媛県職員の退職手当の支給等に関する規則（愛媛県人事委員会規則7-479）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（退職手当の調整額の算定対象から除外する休職月等）</p> <p>第3条の6 条例第6条の4第1項に規定する人事委員会規則で定める休職月等は、次の各号に掲げる休職月等の区分に応じ、当該各号に定める休職月等とする。</p> <p>(1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第55条の2第1項ただし書に規定する事由若しくはこれに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間又は地方公務員法第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業（職員の自己啓発等休業に関する条例（平成19年愛媛県条例第59号）第11条第2項の規定により読み替えて適用される条例第7条第4項に規定する場合に該当するものを除く。）により現実に職務をとることを要しない期間のあつた休職月等（次号及び第3号に規定する現実に職務に従事することを要しない期間のあつた休職月等を除く。） 当該休職月等</p> <p>(2) 育児休業（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項の規定による育児休業をいう。以下同じ。）により現実に職務に従事することを要しない期間（当該育児休業に係る子が1歳に達した日の属する月までの期間に限る。）又は同法第10条第1項に規定する育児短時間勤務（同法第17条の規定による勤務を含む。）により現実に職務をとることを要しない期間のあつた休職月等 退職した者が属していた条例第6条の4第1項各号に掲げる職員の区分（以下「職員の区分」という。）が同一の休職月等がある休職月等にあつては職員の区分が同一である休職月等ごとにそれぞれその最初の休職月等から順次に数えてその月数の3分の1に相当する数（当該相当する数に1未満の端数があるときは、これを切り上げた数）になるまでにある休職月等、退職した者が属していた職員の区分が同一の休職月等がない休職月等にあつては当該休職月等</p>	<p>（退職手当の調整額の算定対象から除外する休職月等）</p> <p>第3条の6 条例第6条の4第1項に規定する人事委員会規則で定める休職月等は、次の各号に掲げる休職月等の区分に応じ、当該各号に定める休職月等とする。</p> <p>(1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第55条の2第1項ただし書に規定する事由又は _____ これに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間 _____ のあつた休職月等（次号及び第3号に規定する現実に職務に従事することを要しない期間のあつた休職月等を除く。） 当該休職月等</p> <p>(2) 育児休業（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項の規定による育児休業をいう。以下同じ。）により現実に職務に従事することを要しない期間（当該育児休業に係る子が1歳に達した日の属する月までの期間に限る。） _____ のあつた休職月等 退職した者が属していた条例第6条の4第1項各号に掲げる職員の区分（以下「職員の区分」という。）が同一の休職月等がある休職月等にあつては職員の区分が同一である休職月等ごとにそれぞれその最初の休職月等から順次に数えてその月数の3分の1に相当する数（当該相当する数に1未満の端数があるときは、これを切り上げた数）になるまでにある休職月等、退職した者が属していた職員の区分が同一の休職月等がない休職月等にあつては当該休職月等</p>

<p>(3) 省略 (基本手当の日額) 第5条 省略 2・3 省略 4 退職の月前6月に給与の全部又は一部の支給を受けなかつた場合における給与の総額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額とする。 (1) 退職の月前6月において給与の支給を全く受けなかつた場合においては、当該6月の各月において受けるべき基本給月額(条例第6条の5第2項に規定する基本給月額をいう。以下この項において同じ。)の合計額 (2)・(3) 省略 5 省略</p>	<p>(3) 省略 (基本手当の日額) 第5条 省略 2・3 省略 4 退職の月前6月に給与の全部又は一部の支給を受けなかつた場合における給与の総額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額とする。 (1) 退職の月前6月において給与の支給を全く受けなかつた場合においては、当該6月の各月において受けるべき基本給月額(条例第5条第4項に規定する基本給月額をいう。以下この項において同じ。)の合計額 (2)・(3) 省略 5 省略</p>
---	---

(特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

第13条 特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則(愛媛県人事委員会規則7-754)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">附 則 (経過措置) 3 前項の職員に係る特地勤務手当の月額は、新規則第3条の規定にかかわらず、施行日の前日において受けていた特地勤務手当の月額(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員及び同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員(以下「育児短時間勤務職員等」という。)にあっては、同日に育児短時間勤務職員等であったとしたならば受けることとなった特地勤務手当の月額)(以下「旧特地勤務手当の月額」という。)に相当する額とする。 6 前項の職員に係る特地勤務手当に準ずる手当の算定は、第4条の規定にかかわらず、施行日の前日における給料の月額(育児短時間勤務職員等にあっては、その額に算出率(職員の給与に関する条例(昭和26年愛媛県条例第57号)第4条第12項及び教育職員の給与に関する条例(昭和27年愛媛県条例第30号)第8条に規定する算出率をいう。)を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)及び扶養手当の月額の合計額を基礎として行うものとする。</p>	<p style="text-align: center;">附 則 (経過措置) 3 前項の職員に係る特地勤務手当の月額は、新規則第3条の規定にかかわらず、施行日の前日において受けていた特地勤務手当の月額 _____ _____ _____ _____ (以下「旧特地勤務手当の月額」という。)に相当する額とする。 6 前項の職員に係る特地勤務手当に準ずる手当の算定は、第4条の規定にかかわらず、施行日の前日における給料 _____ _____ _____ _____及び扶養手当の月額の合計額を基礎として行うものとする。</p>

(管理職員特別勤務手当に関する規則の一部改正)

第14条 管理職員特別勤務手当に関する規則(愛媛県人事委員会規則7-805)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(手当の額等) 第2条 職員給与条例第17条の2第2項の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 省略 (2) 一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年愛媛県条例第1号。以下「任期付職員条例」という。)第7条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員 次に掲げる当該職員が受ける同項に規定する給料表の号給又は給料月額に応じ、それ</p>	<p>(手当の額等) 第2条 職員給与条例第17条の2第2項の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 省略 (2) 一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年愛媛県条例第1号。以下「任期付職員条例」という。)第7条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員 次に掲げる当該職員が受ける同項に規定する給料表の号給又は給料月額に応じ、それ</p>

それぞれに定める額

ア 6号給及び7号給並びに任期付職員条例第7条第3項(同条第4項の規定が適用される場合を含む。)の規定による給料月額 12,000円

イ~エ 省略

(3) 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成13年愛媛県条例第46号。以下「任期付研究員条例」という。)第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員 次に掲げる当該職員が受ける任期付研究員条例第5条第1項に規定する給料表の号給又は給料月額に応じ、それぞれ次に定める額

ア 6号給及び任期付研究員条例第5条第4項(同条第5項の規定が適用される場合を含む。)の規定による給料月額 12,000円

イ~エ 省略

2 教育職員給与条例第17条の2第2項の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる教育職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1)・(2) 省略

(3) 任期付職員条例第7条第1項に規定する給料表の適用を受ける教育職員 次に掲げる当該職員が受ける同項に規定する給料表の号給又は給料月額に応じ、それぞれ次に定める額

ア 6号給及び7号給並びに任期付職員条例第7条第3項(同条第4項の規定が適用される場合を含む。)の規定による給料月額 12,000円

イ~エ 省略

3 省略

それぞれに定める額

ア 6号給及び7号給並びに任期付職員条例第7条第3項 _____ の規定による給料月額 12,000円

イ~エ 省略

(3) 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成13年愛媛県条例第46号。以下「任期付研究員条例」という。)第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員 次に掲げる当該職員が受ける任期付研究員条例第5条第1項に規定する給料表の号給又は給料月額に応じ、それぞれ次に定める額

ア 6号給及び任期付研究員条例第5条第4項 _____ の規定による給料月額 12,000円

イ~エ 省略

2 教育職員給与条例第17条の2第2項の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる教育職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1)・(2) 省略

(3) 任期付職員条例第7条第1項に規定する給料表の適用を受ける教育職員 次に掲げる当該職員が受ける同項に規定する給料表の号給又は給料月額に応じ、それぞれ次に定める額

ア 6号給及び7号給並びに任期付職員条例第7条第3項 _____ の規定による給料月額 12,000円

イ~エ 省略

3 省略

(特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

第15条 特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則(愛媛県人事委員会規則7-933)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>附 則 (経過措置)</p> <p>3 前項の職員に係る特地勤務手当の月額、新規則第3条の規定にかかわらず、施行日の前日において受けていた特地勤務手当の月額(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員及び同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員(以下「育児短時間勤務職員等」という。)にあっては、同日に育児短時間勤務職員等であったとしたならば受けることとなった特地勤務手当の月額)に相当する額とする。</p>	<p>附 則 (経過措置)</p> <p>3 前項の職員に係る特地勤務手当の月額、新規則第3条の規定にかかわらず、施行日の前日において受けていた特地勤務手当の月額 _____ _____ _____ _____に相当する額とする。</p>

(特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

第16条 特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則(愛媛県人事委員会規則7-1004)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>附 則</p> <p>2 改正後の特地勤務手当等に関する規則(以下「新規則」という。)別表第1級別区分欄に掲げる級別が改正前の特地勤務手当等に関する規則別表第1級別区分欄に掲げる級別より下位である</p>	<p>附 則</p> <p>2 改正後の特地勤務手当等に関する規則(以下「新規則」という。)別表第1級別区分欄に掲げる級別が改正前の特地勤務手当等に関する規則別表第1級別区分欄に掲げる級別より下位である</p>

いこととなるものには、その差額に相当する額を、平成17年改正条例附則第8項の規定による給料として支給する。

(1)～(3) 省略

(4) 育児短時間勤務を始めた場合 次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額

ア 育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員 切替日の前日においてその者が受けていた給料月額に相当する額に算出率（職員の給与に関する条例（昭和26年愛媛県条例第57号）第4条第12項及び教育職員の給与に関する条例（昭和27年愛媛県条例第30号）第8条に規定する算出率をいう。）を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

イ アに掲げる職員以外の職員 切替日の前日においてその者が受けていた給料月額

(5) 再任用職員異動をした場合 平成17年改正条例第1条による改正前の職員の給与に関する条例

別表第1から別表第5までの給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額又は平成17年改正条例第2条による改正前の教育職員の給与に関する条例 別表第1及び別表第2の給料表の再任用教育職員の欄に掲げる給料月額のうち、切替日の前日にその者が属していた職務の級に応じた額（当該再任用職員異動後に法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員については、当該額に、職員勤務時間等条例第11条第1項の規定又は教育職員勤務時間等条例第11条第1項の規定により定められたその者の当該再任用職員異動後における勤務時間を40時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額））

(6) 省略

2 省略

いこととなるものには、その差額に相当する額を、平成17年改正条例附則第8項の規定による給料として支給する。

(1)～(3) 省略

(4) 再任用職員異動をした場合 平成17年改正条例第1条による改正前の職員の給与に関する条例（昭和26年愛媛県条例第57号）別表第1から別表第5までの給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額又は平成17年改正条例第2条による改正前の教育職員の給与に関する条例（昭和27年愛媛県条例第30号）別表第1及び別表第2の給料表の再任用教育職員の欄に掲げる給料月額のうち、切替日の前日にその者が属していた職務の級に応じた額（当該再任用職員異動後に法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員については、当該額に、職員勤務時間等条例第11条第1項の規定又は教育職員勤務時間等条例第11条第1項の規定により定められたその者の当該再任用職員異動後における勤務時間を40時間で除して得た数を乗じて得た額

(5) 省略

2 省略

（管理職手当に関する規則及び教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則の一部改正）

第18条 管理職手当に関する規則及び教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則（愛媛県人事委員会規則7-1042）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>附 則 (経過措置)</p> <p>3 職員の給与に関する条例第18条の2又は教育職員の給与に関する条例第17条の3の規定により管理職手当を支給する職を占める職員のうち、新管理職手当規則第3条又は第2条の規定による改正後の教育職員の管理職手当に関する規則（以下「新教育職員管理職手当規則」という。）第3条の規定による管理職手当が経過措置基準額（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員（教育職員の給与に関する条例第2条に規定する教育職員（以下「教育職員」という。）を除く。以下この項において同じ。）又は同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員にあっては当該経過措置基準額に職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例（昭和26年愛媛県条例第56号）第11条第1項の規定により定められたその者の勤務時間を同項に規定する育児短時間勤務職員等、再任用短時間</p>	<p>附 則 (経過措置)</p> <p>3 職員の給与に関する条例第18条の2又は教育職員の給与に関する条例第17条の3の規定により管理職手当を支給する職を占める職員のうち、新管理職手当規則第3条又は第2条の規定による改正後の教育職員の管理職手当に関する規則（以下「新教育職員管理職手当規則」という。）第3条の規定による管理職手当が経過措置基準額</p>

勤務職員及び任期付短時間勤務職員以外の職員の勤務時間で除して得た数を、同法第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた教育職員又は同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった教育職員にあつては当該経過措置基準額に教育職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例（昭和27年愛媛県条例第31号）第11条第1項の規定により定められたその者の勤務時間を同項に規定する育児短時間勤務教育職員等、再任用短時間勤務教育職員及び任期付短時間勤務教育職員以外の教育職員の勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額に達しないこととなる職員には、当該管理職手当のほか、当該管理職手当と経過措置基準額との差額に相当する額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を管理職手当として支給する。

(1)～(4) 省略

_____に達しないこととなる職員には、当該管理職手当のほか、当該管理職手当と経過措置基準額との差額に相当する額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を管理職手当として支給する。

(1)～(4) 省略

（職員の休日、休暇及び勤務時間等に関する規則の一部改正）

第19条 職員の休日、休暇及び勤務時間等に関する規則（愛媛県人事委員会規則12-1）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前								
<p>（休暇の許可の事由及び期間）</p> <p>第1条の3 省略</p> <p>2 条例第3条第3項の無給休暇の許可に係る同条第4項の人事委員会規則で定める事由は、次の表の左欄に掲げる事由とし、当該許可に係る同項の人事委員会規則で定める期間は、同表の右欄に掲げる期間とする。</p> <table border="1" data-bbox="151 1171 762 1603"> <thead> <tr> <th>事由</th> <th>期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>職員（再任用短時間勤務職員（条例第5条第1項に規定する再任用短時間勤務職員をいう。以下同じ。）及び任期付短時間勤務職員（同項に規定する任期付短時間勤務職員をいう。以下同じ。）以外の非常勤職員を除く。）が次に掲げる者で負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害のため介護を必要とするもの（第6条において「要介護者」という。）を介護する場合であつて、当該職員が介護することがやむを得ないと認められるとき。</td> <td>省略</td> </tr> </tbody> </table> <p>ア～ウ 省略</p> <p>3・4 省略</p> <p>5 再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員に対する第1項の表⁽¹²⁾の項_____及び⁽²¹⁾の項、第2項の表並びに第4項の規定の適用については、次のとおりとする。</p> <p>(1) 第1項の表⁽¹²⁾の項_____期間の欄中「5日」とあるのは、「5日に再任用短時間勤務職員又は任期付短時間勤務職員の1週間の勤務日（条例第11条第4項に規定する勤務日をいう。以下同じ。）の日数を5日で除して得た数を乗じて得た日数（1週間ごとの勤務日の日数又は勤務日ごとの勤務時間の時間数（以下「勤務形態」という。）が同一でない職員（以下「不斉一型短時間勤務職員」という。）にあつては、40時間に条例第11条第1項の規定に基づき定められたその者の勤務時間を40時間で除して得た数を乗じて得た時間数を、その者の1日当たりの勤務時間（職員の勤務時間等に応じ人事委員会</p>	事由	期間	職員（再任用短時間勤務職員（条例第5条第1項に規定する再任用短時間勤務職員をいう。以下同じ。）及び任期付短時間勤務職員（同項に規定する任期付短時間勤務職員をいう。以下同じ。）以外の非常勤職員を除く。）が次に掲げる者で負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害のため介護を必要とするもの（第6条において「要介護者」という。）を介護する場合であつて、当該職員が介護することがやむを得ないと認められるとき。	省略	<p>（休暇の許可の事由及び期間）</p> <p>第1条の3 省略</p> <p>2 条例第3条第3項の無給休暇の許可に係る同条第4項の人事委員会規則で定める事由は、次の表の左欄に掲げる事由とし、当該許可に係る同項の人事委員会規則で定める期間は、同表の右欄に掲げる期間とする。</p> <table border="1" data-bbox="823 1171 1434 1603"> <thead> <tr> <th>事由</th> <th>期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>職員（<u>法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職</u>を占める職員（以下「短時間勤務職員」という_____。）以外の非常勤職員を除く。）が次に掲げる者で負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害のため介護を必要とするもの（第6条において「要介護者」という。）を介護する場合であつて、当該職員が介護することがやむを得ないと認められるとき。</td> <td>省略</td> </tr> </tbody> </table> <p>ア～ウ 省略</p> <p>3・4 省略</p> <p>5 <u>短時間勤務職員</u> _____に対する第1項の表⁽¹²⁾の項、⁽¹⁹⁾の項及び⁽²¹⁾の項、第2項の表並びに第4項の規定の適用については、次のとおりとする。</p> <p>(1) 第1項の表⁽¹²⁾の項及び⁽¹⁹⁾の項期間の欄中「5日」とあるのは、「5日に<u>短時間勤務職員</u> _____の1週間の勤務日（条例第11条第4項に規定する勤務日をいう。以下同じ。）の日数を5日で除して得た数を乗じて得た日数（1週間ごとの勤務日の日数又は勤務日ごとの勤務時間の時間数 _____が同一でない職員（以下「<u>同一勤務型職員</u>以外の職員」という。）にあつては、40時間に条例第11条第1項の規定に基づき定められたその者の勤務時間を40時間で除して得た数を乗じて得た時間数を、その者の1日当たりの勤務時間（職員の勤務形態等に応じ人事委員会</p>	事由	期間	職員（ <u>法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職</u> を占める職員（以下「短時間勤務職員」という_____。）以外の非常勤職員を除く。）が次に掲げる者で負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害のため介護を必要とするもの（第6条において「要介護者」という。）を介護する場合であつて、当該職員が介護することがやむを得ないと認められるとき。	省略
事由	期間								
職員（再任用短時間勤務職員（条例第5条第1項に規定する再任用短時間勤務職員をいう。以下同じ。）及び任期付短時間勤務職員（同項に規定する任期付短時間勤務職員をいう。以下同じ。）以外の非常勤職員を除く。）が次に掲げる者で負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害のため介護を必要とするもの（第6条において「要介護者」という。）を介護する場合であつて、当該職員が介護することがやむを得ないと認められるとき。	省略								
事由	期間								
職員（ <u>法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職</u> を占める職員（以下「短時間勤務職員」という_____。）以外の非常勤職員を除く。）が次に掲げる者で負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害のため介護を必要とするもの（第6条において「要介護者」という。）を介護する場合であつて、当該職員が介護することがやむを得ないと認められるとき。	省略								

める期間内の勤務時間を当該期間内の勤務日の日数で除して得た時間をいう。以下同じ。)を1日として日に換算して得た日数(1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数)) (その日数が5日を超えるときは、5日)とする。

(2) 第1項の表⁽²⁾の項期間の欄中「3日」とあるのは、「3日に再任用短時間勤務職員又は任期付短時間勤務職員の1週間の勤務日の日数を5日で除して得た数を乗じて得た日数(不斉一型短時間勤務職員)にあつては、24時間に条例第11条第1項の規定に基づき定められたその者の勤務時間を40時間で除して得た数を乗じて得た時間数を、その者の1日当たりの勤務時間を1日として日に換算して得た日数)(1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数とし、その日数が3日を超えるときは、3日とする。)」とする。

(3) 第2項の表期間の欄中「一の年において180日」とあるのは、「一の年において180日に再任用短時間勤務職員又は任期付短時間勤務職員の1週間の勤務日の日数を5日で除して得た数を乗じて得た日数(不斉一型短時間勤務職員)にあつては、1440時間に条例第11条第1項の規定に基づき定められたその者の勤務時間を40時間で除して得た数を乗じて得た時間数を、その者の1日当たりの勤務時間を1日として日に換算して得た日数(1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数)) (その日数が180日を超えるときは、180日)」とする。

(4) 第4項中「180日」とあるのは、「180日に再任用短時間勤務職員又は任期付短時間勤務職員の1週間の勤務日の日数を5日で除して得た数を乗じて得た日数(不斉一型短時間勤務職員)にあつては、1440時間に条例第11条第1項の規定に基づき定められたその者の勤務時間を40時間で除して得た数を乗じて得た時間数を、その者の1日当たりの勤務時間を1日として日に換算して得た日数(1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数)) (その日数が180日を超えるときは、180日)」とする。

(年次有給休暇の日数)

第1条の4 条例第5条第1項の人事委員会規則で定める日数は、20日に短時間勤務職員(同項に規定する短時間勤務職員をいう。以下同じ。)の1週間の勤務日の日数を5日で除して得た数を乗じて得た日数(不斉一型短時間勤務職員)にあつては、160時間に条例第11条第1項の規定に基づき定められたその者の勤務時間を40時間で除して得た数を乗じて得た時間数を、その者の1日当たりの勤務時間を1日として日に換算して得た日数(1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数))とする。ただし、その日数が労働基準法第39条の規定により付与すべきものとされている日数を下回る場合には、同条の規定により付与すべきものとされている日数とする。

(休暇の算定)

第3条 休暇は、1日又は1時間を単位として与えるものとする。ただし、短時間勤務職員のうち不斉一型短時間勤務職員の年次有給休暇(以下「年次休暇」という。)は、1時間を単位として与えるものとする。

2・3 省略

4 1時間を単位として与えた休暇を日に換算する場合は、8時間の休暇をもつて1日とする。ただし、短時間勤務職員にあつては、勤務日1日についての勤務時間(不斉一型短時間勤務職員)にあつては、その者の1日当たりの勤務時間)に相当する時間

める期間内の勤務時間を当該期間内の勤務日の日数で除して得た時間をいう。以下同じ。)を1日として日に換算して得た日数(1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数)) (その日数が5日を超えるときは、5日)とする。

(2) 第1項の表⁽²⁾の項期間の欄中「3日」とあるのは、「3日に短時間勤務職員 _____ の1週間の勤務日の日数を5日で除して得た数を乗じて得た日数(同一勤務型職員以外の職員)にあつては、24時間に条例第11条第1項の規定に基づき定められたその者の勤務時間を40時間で除して得た数を乗じて得た時間数を、その者の1日当たりの勤務時間を1日として日に換算して得た日数)(1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数とし、その日数が3日を超えるときは、3日とする。)」とする。

(3) 第2項の表期間の欄中「一の年において180日」とあるのは、「一の年において180日に短時間勤務職員 _____ の1週間の勤務日の日数を5日で除して得た数を乗じて得た日数(同一勤務型職員以外の職員)にあつては、1440時間に条例第11条第1項の規定に基づき定められたその者の勤務時間を40時間で除して得た数を乗じて得た時間数を、その者の1日当たりの勤務時間を1日として日に換算して得た日数(1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数)) (その日数が180日を超えるときは、180日)」とする。

(4) 第4項中「180日」とあるのは、「180日に短時間勤務職員 _____ の1週間の勤務日の日数を5日で除して得た数を乗じて得た日数(同一勤務型職員以外の職員)にあつては、1440時間に条例第11条第1項の規定に基づき定められたその者の勤務時間を40時間で除して得た数を乗じて得た時間数を、その者の1日当たりの勤務時間を1日として日に換算して得た日数(1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数)) (その日数が180日を超えるときは、180日)」とする。

(年次有給休暇の日数)

第1条の4 条例第5条第1項の人事委員会規則で定める日数は、20日に短時間勤務職員 _____ の1週間の勤務日の日数を5日で除して得た数を乗じて得た日数(同一勤務型職員以外の職員)にあつては、160時間に条例第11条第1項の規定に基づき定められたその者の勤務時間を40時間で除して得た数を乗じて得た時間数を、その者の1日当たりの勤務時間を1日として日に換算して得た日数(1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数))とする。ただし、その日数が労働基準法(昭和22年法律第49号)第39条の規定により付与すべきものとされている日数を下回る場合には、同条の規定により付与すべきものとされている日数とする。

(休暇の算定)

第3条 休暇は、1日又は1時間を単位として与えるものとする。ただし、短時間勤務職員のうち同一勤務型職員以外の職員の年次有給休暇(以下「年次休暇」という。)は、1時間を単位として与えるものとする。

2・3 省略

4 1時間を単位として与えた休暇を日に換算する場合は、8時間の休暇をもつて1日とする。ただし、短時間勤務職員にあつては、勤務日1日についての勤務時間(同一勤務型職員以外の職員)にあつては、その者の1日当たりの勤務時間)に相当する時間

(1 時間未満の端数があるときは、これを切り捨てた時間) の休暇をもつて 1 日とする。

第 4 条 年の中途において新規に採用された職員のその年における年次休暇は、条例第 5 条第 1 項の日数に、発令以後の月数 (法第 28 条の 4 第 1 項、第 28 条の 5 第 1 項若しくは第 28 条の 6 第 1 項若しくは第 2 項の規定により採用された職員 (以下「再任用職員」という。) 又は地方公務員の育児休業等に関する法律 (平成 3 年法律第 110 号) 第 6 条第 1 項若しくは第 18 条第 1 項若しくは地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律 (平成 14 年法律第 48 号。以下「任期付職員法」という。) 第 4 条若しくは第 5 条の規定により任期を定めて採用された職員にあつては、在職する期間の月数。次項において同じ。) (1 箇月に満たない月は、切り上げる。) を 12 で除した数を乗じた日数 (その日数が労働基準法第 39 条の規定により付与すべきものとされている日数を下回る場合には、同条の規定により付与すべきものとされている日数) とする。ただし、年次休暇の日数に端数を生じた場合は、その端数は、四捨五入とする。

2 省略

第 4 条の 4 年の中途において勤務形態の変更があつた場合における _____ 職員の第 1

条の 3 第 1 項の表⁽¹²⁾の項 _____ 及び⁽²⁾の項に規定する有給休暇の日数、同条第 2 項の表及び第 4 項に規定する無給休暇の日数並びに年次休暇の日数は、その者の勤務時間等を考慮し人事委員会が定める。

(年次休暇の繰越)

第 9 条 職員は、12 月末日におけるその年の年次休暇の残日数 (当該年の翌年の初日に勤務形態が変更される場合にあつては、人事委員会が定める日数) を、20 日 (短時間勤務職員にあつては、第 1 条の 4 の規定による日数) を限度として、次の年に限り繰り越して請求することができる。

(週休日及び勤務時間の割振りの基準)

第 11 条 条例第 11 条第 1 項本文に規定する勤務時間は、1 日につき 8 時間 (育児短時間勤務職員等 (条例第 5 条第 1 項に規定する育児短時間勤務職員等をいう。以下同じ。)) にあつては 1 週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務 (同項に規定する育児短時間勤務) 等の内容に従い 1 日につき 8 時間を超えない時間、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては 1 週間ごとの期間について、1 日につき 8 時間を超えない時間) となるように割り振るものとする。

2 任命権者は、条例第 11 条第 3 項ただし書の規定に基づき、特別の勤務に従事する職員の週休日及び勤務時間の割振りについて別に定める場合には、4 週間ごとの期間についてこれを定め、当該期間内に 4 の日曜日を含む 8 日の週休日 (育児短時間勤務職員等にあつては 8 日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従つた週休日、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては 8 日以上の週休日) を設け、かつ、1 日の勤務時間が 8 時間を超えないようにしなければならない。

3 省略

_____ の休暇をもつて 1 日とする。

第 4 条 年の中途において新規に採用された職員のその年における年次休暇は、条例第 5 条第 1 項の日数に、発令以後の月数 (法第 28 条の 4 第 1 項、第 28 条の 5 第 1 項若しくは第 28 条の 6 第 1 項若しくは第 2 項の規定により採用された職員 (以下「再任用職員」という。) 又は地方公務員の育児休業等に関する法律 (平成 3 年法律第 110 号) 第 6 条第 1 項 _____ 若しくは地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律 (平成 14 年法律第 48 号。以下「任期付職員法」という。) 第 4 条若しくは第 5 条の規定により任期を定めて採用された職員にあつては、在職する期間の月数。次項において同じ。) (1 箇月に満たない月は、切り上げる。) を 12 で除した数を乗じた日数 (その日数が労働基準法第 39 条の規定により付与すべきものとされている日数を下回る場合には、同条の規定により付与すべきものとされている日数) とする。ただし、年次休暇の日数に端数を生じた場合は、その端数は、四捨五入とする。

2 省略

第 4 条の 4 年の中途において 1 週間当たりの勤務日又は勤務時間の変更があつた場合における再任用職員及び任期付職員法第 4 条若しくは第 5 条の規定により任期を定めて採用された職員の第 1

条の 3 第 1 項の表⁽¹²⁾の項、⁽¹⁹⁾の項及び⁽²¹⁾の項に規定する有給休暇の日数、同条第 2 項の表 _____ に規定する無給休暇の日数並びに年次休暇の日数は、その者の勤務時間等を考慮し人事委員会が定める。

(年次休暇の繰越)

第 9 条 職員は、12 月末日におけるその年の年次休暇の残日数 _____ を、20 日 _____ を限度として、次の年に限り繰り越して請求することができる。

(週休日及び勤務時間の割振りの基準)

第 11 条 条例第 11 条第 1 項本文に規定する勤務時間は、1 日につき 8 時間 (短時間勤務職員にあつては、 _____ 8 時間を超えない時間) となるように割り振るものとする。

2 任命権者は、条例第 11 条第 3 項ただし書の規定に基づき、特別の勤務に従事する職員の週休日及び勤務時間の割振りについて別に定める場合には、4 週間ごとの期間についてこれを定め、当該期間内に 4 の日曜日を含む 8 日 (短時間勤務職員にあつては、 8 日以上) の週休日 _____ を設け、かつ、1 日の勤務時間が 8 時間を超えないようにしなければならない。

3 省略

(教育職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する規則の一部改正)

第 20 条 教育職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する規則 (愛媛県人事委員会規則 12 - 4) の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後

改正前

(休暇の許可の事由及び期間)

(休暇の許可の事由及び期間)

第2条の3 省略

第2条の3 省略

2 条例第4条第3項の無給休暇の許可に係る同条第4項の人事委員会規則で定める事由は、次の表の左欄に掲げる事由とし、当該許可に係る同項の人事委員会規則で定める期間は、同表の右欄に掲げる期間とする。

2 条例第4条第3項の無給休暇の許可に係る同条第4項の人事委員会規則で定める事由は、次の表の左欄に掲げる事由とし、当該許可に係る同項の人事委員会規則で定める期間は、同表の右欄に掲げる期間とする。

事 由	期 間
職員（再任用短時間勤務教育職員（条例第6条第1項に規定する再任用短時間勤務教育職員をいう。以下同じ。）及び任期付短時間勤務教育職員（同項に規定する任期付短時間勤務教育職員をいう。以下同じ。）以外の非常勤職員を除く。）が次に掲げる者で負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害のため介護を必要とするもの（第6条において「要介護者」という。）を介護する場合であつて、当該職員が介護することがやむを得ないと認められるとき。	省略

事 由	期 間
職員（法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「短時間勤務職員」という。）以外の非常勤職員を除く。）が次に掲げる者で負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害のため介護を必要とするもの（第6条において「要介護者」という。）を介護する場合であつて、当該職員が介護することがやむを得ないと認められるとき。	省略

3・4 省略

3・4 省略

5 再任用短時間勤務教育職員及び任期付短時間勤務教育職員に対する第1項の表(11)の項及び(20)の項、第2項の表並びに第4項の規定の適用については、次のとおりとする。

5 短時間勤務職員 _____ に対する第1項の表(11)の項、(18)の項及び(20)の項、第2項の表並びに第4項の規定の適用については、次のとおりとする。

(1) 第1項の表(11)の項 _____ 期間の欄中「5日」とあるのは、「5日に再任用短時間勤務教育職員又は任期付短時間勤務教育職員の1週間の勤務日（条例第11条第3項に規定する勤務日をいう。以下同じ。）の日数を5日で除して得た数を乗じて得た日数（1週間ごとの勤務日の日数又は勤務日ごとの勤務時間の時間数（以下「勤務形態」という。）が同一でない職員（以下「不斉一型短時間勤務職員」という。）にあつては、40時間に条例第11条第1項の規定に基づき定められたその者の勤務時間を40時間で除して得た数を乗じて得た時間数を、その者の1日当たりの勤務時間（職員の勤務時間等に応じ人事委員会が定める期間内の勤務時間を当該期間内の勤務日の日数で除して得た時間をいう。以下同じ。）を1日として日に換算して得た日数（1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）（その日数が5日を超えるときは、5日）」とする。

(1) 第1項の表(11)の項及び(18)の項期間の欄中「5日」とあるのは、「5日に短時間勤務職員 _____ の1週間の勤務日（条例第11条第3項に規定する勤務日をいう。以下同じ。）の日数を5日で除して得た数を乗じて得た日数（1週間ごとの勤務日の日数又は勤務日ごとの勤務時間の時間数 _____ が同一でない職員（以下「同一勤務型職員以外の職員」という。）にあつては、40時間に条例第11条第1項の規定に基づき定められたその者の勤務時間を40時間で除して得た数を乗じて得た時間数を、その者の1日当たりの勤務時間（職員の勤務形態等に応じ人事委員会が定める期間内の勤務時間を当該期間内の勤務日の日数で除して得た時間をいう。以下同じ。）を1日として日に換算して得た日数（1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）（その日数が5日を超えるときは、5日）」とする。

(2) 第1項の表(20)の項期間の欄中「3日」とあるのは、「3日に再任用短時間勤務教育職員又は任期付短時間勤務教育職員の1週間の勤務日の日数を5日で除して得た数を乗じて得た日数（不斉一型短時間勤務職員 _____ にあつては、24時間に条例第11条第1項の規定に基づき定められたその者の勤務時間を40時間で除して得た数を乗じて得た時間数を、その者の1日当たりの勤務時間を1日として日に換算して得た日数）（1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数とし、その日数が3日を超えるときは、3日とする。」とする。

(2) 第1項の表(20)の項期間の欄中「3日」とあるのは、「3日に短時間勤務職員 _____ の1週間の勤務日の日数を5日で除して得た数を乗じて得た日数（同一勤務型職員以外の職員 _____ にあつては、24時間に条例第11条第1項の規定に基づき定められたその者の勤務時間を40時間で除して得た数を乗じて得た時間数を、その者の1日当たりの勤務時間を1日として日に換算して得た日数）（1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数とし、その日数が3日を超えるときは、3日とする。）とする。

(3) 第2項の表期間の欄中「一の年において180日」とあるのは、「一の年において180日に再任用短時間勤務教育職員又は任期付短時間勤務教育職員の1週間の勤務日の日数を5日で除して得た数を乗じて得た日数（不斉一型短時間勤務職員 _____ にあつては、1440時間に条例第11条第1項の規定に基づき定められ

(3) 第2項の表期間の欄中「一の年において180日」とあるのは、「一の年において180日に短時間勤務職員 _____ の1週間の勤務日の日数を5日で除して得た数を乗じて得た日数（同一勤務型職員以外の職員 _____ にあつては、1440時間に条例第11条第1項の規定に基づき定められ

たその者の勤務時間を40時間で除して得た数を乗じて得た時間数を、その者の1日当たりの勤務時間を1日として日に換算して得た日数（1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）（その日数が180日を超えるときは、180日）」とする。

- (4) 第4項中「180日」とあるのは、「180日に再任用短時間勤務教育職員又は任期付短時間勤務教育職員の1週間の勤務日の日数を5日で除して得た数を乗じて得た日数（不斉一型短時間勤務職員）にあつては、1440時間に条例第11条第1項の規定に基づき定められたその者の勤務時間を40時間で除して得た数を乗じて得た時間数を、その者の1日当たりの勤務時間を1日として日に換算して得た日数（1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）（その日数が180日を超えるときは、180日）」とする。

（年次有給休暇）

第2条の4 条例第6条第1項の人事委員会規則で定める日数は、20日に短時間勤務教育職員（同項に規定する短時間勤務教育職員をいう。以下同じ。）の1週間の勤務日の日数を5日で除して得た数を乗じて得た日数（不斉一型短時間勤務職員）にあつては、160時間に条例第11条第1項の規定に基づき定められたその者の勤務時間を40時間で除して得た数を乗じて得た時間数を、その者の1日当たりの勤務時間を1日として日に換算して得た日数（1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）とする。ただし、その日数が労働基準法第39条の規定により付与すべきものとされている日数を下回る場合には、同条の規定により付与すべきものとされている日数とする。

第3条 省略

2 省略

3 前項の規定にかかわらず、休暇年度中途において新たに法第28条の4第1項、第28条の5第1項若しくは第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）又は地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項若しくは第18条第1項若しくは地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号。以下「任期付職員法」という。）第4条若しくは第5条の規定により任期を定めて採用された職員（以下「任期付職員」という。）のその休暇年度における年次休暇の日数は、条例第6条第1項の日数に再任用職員又は任期付職員として在職する期間の月数（1箇月に満たない月は、切り上げる。）を12で除して得た数を乗じて得た日数（1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）とする。ただし、その日数が労働基準法第39条の規定により付与すべきものとされている日数を下回る場合には、同条の規定により付与すべきものとされている日数とする。

4・5 省略

（休暇の計算）

第4条 休暇は、1日又は1時間を単位として与えるものとする。ただし、短時間勤務教育職員のうち不斉一型短時間勤務職員の年次休暇は、1時間を単位として与えるものとする。

2 省略

3 1時間を単位として与えられた休暇を日に換算する場合は、8時間の休暇をもつて1日とする。ただし、短時間勤務教育職員に

たその者の勤務時間を40時間で除して得た数を乗じて得た時間数を、その者の1日当たりの勤務時間を1日として日に換算して得た日数（1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）（その日数が180日を超えるときは、180日）」とする。

- (4) 第4項中「180日」とあるのは、「180日に短時間勤務職員」の1週間の勤務日の日数を5日で除して得た数を乗じて得た日数（同一勤務型職員以外の職員）にあつては、1440時間に条例第11条第1項の規定に基づき定められたその者の勤務時間を40時間で除して得た数を乗じて得た時間数を、その者の1日当たりの勤務時間を1日として日に換算して得た日数（1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）（その日数が180日を超えるときは、180日）」とする。

（年次有給休暇）

第2条の4 条例第6条第1項の人事委員会規則で定める日数は、20日に短時間勤務職員」の1週間の勤務日の日数を5日で除して得た数を乗じて得た日数（同一勤務型職員以外の職員）にあつては、160時間に条例第11条第1項の規定に基づき定められたその者の勤務時間を40時間で除して得た数を乗じて得た時間数を、その者の1日当たりの勤務時間を1日として日に換算して得た日数（1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）とする。ただし、その日数が労働基準法（昭和22年法律第49号）第39条の規定により付与すべきものとされている日数を下回る場合には、同条の規定により付与すべきものとされている日数とする。

第3条 省略

2 省略

3 前項の規定にかかわらず、休暇年度中途において新たに法第28条の4第1項、第28条の5第1項若しくは第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）又は地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項若しくは地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号。以下「任期付職員法」という。）第4条若しくは第5条の規定により任期を定めて採用された職員（以下「任期付職員」という。）のその休暇年度における年次休暇の日数は、条例第6条第1項の日数に再任用職員又は任期付職員として在職する期間の月数（1箇月に満たない月は、切り上げる。）を12で除して得た数を乗じて得た日数（1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）とする。ただし、その日数が労働基準法第39条の規定により付与すべきものとされている日数を下回る場合には、同条の規定により付与すべきものとされている日数とする。

4・5 省略

（休暇の計算）

第4条 休暇は、1日又は1時間を単位として与えるものとする。ただし、短時間勤務職員のうち同一勤務型職員以外の職員の年次休暇は、1時間を単位として与えるものとする。

2 省略

3 1時間を単位として与えられた休暇を日に換算する場合は、8時間の休暇をもつて1日とする。ただし、短時間勤務職員に

あつては、勤務日1日についての勤務時間（不斉一型短時間勤務職員にあつては、その者の1日当たりの勤務時間）に相当する時間（1時間未満の端数があるときは、これを切り捨てた時間）の休暇をもつて1日とする。

4 省略

第4条の2 年（暦年をいう。第6条第3項において同じ。）の中途において勤務形態の変更があつた場合における

職員の第2条の3第1項の表(11)の項及び(20)の項に規定する有給休暇の日数並びに同条第2項の表及び第4項に規定する無給休暇の日数は、その者の勤務時間等を考慮し人事委員会が定める。

2 休暇年度の中途において勤務形態の変更があつた場合における

職員の年次休暇の日数は、その者の勤務時間等を考慮し人事委員会が定める。（子の看護の際の休暇）

第4条の3 省略

2 第4条第3項の規定にかかわらず、短時間勤務教育職員について、1時間を単位として与えられた条例第9条の2に規定する子の看護の際の休暇（以下「子の看護休暇」という。）を日に換算する場合の計算に関し必要な事項は、他の職員との権衡を考慮し人事委員会が定める。

3 省略

（年次休暇の繰越）

第9条 職員は、8月末日におけるその休暇年度の年次休暇の残日数（当該年の翌年の初日に勤務形態が変更される場合にあつては、人事委員会が定める日数）を、20日（短時間勤務教育職員にあつては、第1条の4の規定による日数）を限度として、次の休暇年度に限り繰り越して請求することができる。

2 省略

（週休日及び勤務時間の割振りの基準）

第11条 条例第11条第1項本文に規定する勤務時間は、1日につき8時間（育児短時間勤務教育職員等（条例第6条第1項に規定する育児短時間勤務教育職員等をいう。以下同じ。）にあつては1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務（同項に規定する育児短時間勤務）等の内容に従い1日につき8時間を超えない時間、再任用短時間勤務教育職員及び任期付短時間勤務教育職員にあつては1週間ごとの期間について、1日につき8時間を超えない時間）となるように割り振るものとする。

2 任命権者は、条例第11条第2項ただし書の規定に基づき、特別の勤務に従事する職員の週休日及び勤務時間の割振りについて別に定める場合には、4週間ごとの期間についてこれを定め、当該期間内に4の日曜日を含む8日の週休日（育児短時間勤務教育職員等にあつては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従つた週休日、再任用短時間勤務教育職員及び任期付短時間勤務教育職員にあつては8日以上）の週休日）を設け、かつ、1日の勤務時間が8時間を超えないようにしなければならない。

3 省略

あつては、勤務日1日についての勤務時間（同一勤務型職員以外の職員にあつては、その者の1日当たりの勤務時間）に相当する時間の休暇をもつて1日とする。

4 省略

第4条の2 年（暦年をいう。第6条第3項において同じ。）の中途において1週間当たりの勤務日又は勤務時間の変更があつた場合における再任用職員及び任期付職員法第4条若しくは第5条の規定により任期を定めて採用された職員の第2条の3第1項の表

(11)の項、(18)の項及び(20)の項に規定する有給休暇の日数並びに同条第2項の表に規定する無給休暇の日数は、その者の勤務時間等を考慮し人事委員会が定める。

2 休暇年度の中途において1週間当たりの勤務日又は勤務時間の変更があつた場合における再任用職員及び任期付職員法第4条若しくは第5条の規定により任期を定めて採用された職員の年次休暇の日数は、その者の勤務時間等を考慮し人事委員会が定める。

（子の看護の際の休暇）

第4条の3 省略

2 第4条第3項の規定にかかわらず、短時間勤務職員について、1時間を単位として与えられた条例第9条の2に規定する子の看護の際の休暇（以下「子の看護休暇」という。）を日に換算する場合の計算に関し必要な事項は、他の職員との権衡を考慮し人事委員会が定める。

3 省略

（年次休暇の繰越）

第9条 職員は、8月末日におけるその休暇年度の年次休暇の残日数を、20日を限度として、次の休暇年度に限り繰り越して請求することができる。

2 省略

（週休日及び勤務時間の割振りの基準）

第11条 条例第11条第1項本文に規定する勤務時間は、1日につき8時間（短時間勤務職員にあつては、8時間を超えない時間）となるように割り振るものとする。

2 任命権者は、条例第11条第2項ただし書の規定に基づき、特別の勤務に従事する職員の週休日及び勤務時間の割振りについて別に定める場合には、4週間ごとの期間についてこれを定め、当該期間内に4の日曜日を含む8日（短時間勤務職員にあつては、8日以上）の週休日）を設け、かつ、1日の勤務時間が8時間を超えないようにしなければならない。

3 省略

（職員の育児休業等に関する規則の一部改正）

第21条 職員の育児休業等に関する規則（愛媛県人事委員会規則12-33）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、職員の育児休業等に関する条例(平成4年愛媛県条例第2号。以下「条例」という。)第3条第4号、第7条第1項、第11条第5号、第12条、第13条及び第24条の規定に基づき、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(職員の配偶者の行う子の養育の方法)</p> <p>第2条 条例第3条第4号又は第11条第5号の人事委員会規則で定める方法は、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)その他の法律による育児休業並びに育児短時間勤務及びこれに類する所定労働時間を短縮することにより子の養育を支援する方法とする。</p> <p>(育児休業等計画書)</p> <p>第3条 条例第3条第4号又は第11条第5号に規定する育児休業等計画書の様式は、育児休業等計画書(様式第1号)とする。</p> <p>第4条 省略</p> <p>第5条 省略</p> <p>(育児休業に係る子が死亡した場合等の届出)</p> <p>第6条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 第4条第2項の規定は、第1項の届出があった場合について準用する。</p> <p>(育児休業に伴う任期付職員の採用及び任期の更新)</p> <p>第7条 任命権者は、<u>育児休業法</u> _____ 第6条第1項の規定により職員を採用しようとする場合は、職員となる者に、任期を定めて採用されること及びその任期について承諾した文書を提出させるものとする。</p> <p>2 任命権者は、<u>条例第6条</u> _____ の規定により職員の同意を得る場合には、当該職員に、任期を更新すること及びその更新する期間について承諾した文書を提出させるものとする。</p> <p>(育児休業をしている職員の勤務した期間に相当する期間)</p> <p>第8条 条例第7条第1項 _____ の人事委員会規則で定める期間は、休暇の期間その他勤務しないことにつき任命権者の承認があった期間のうち、次に掲げる期間以外の期間とする。</p> <p>(1) <u>育児休業法第2条</u>の規定により育児休業をしていた期間、<u>教育公務員特例法</u>(昭和24年法律第1号)第26条第1項に規定する大学院修学休業をしていた期間及び<u>地方公務員法</u>(昭和25年法律第261号)第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業をしていた期間</p> <p>(2)・(3) 省略</p> <p>(条例第12条の人事委員会規則で定める日数及び時間)</p> <p>第9条 条例第12条の人事委員会規則で定める日数は、12日とし、<u>同条の人事委員会規則</u>で定める時間は、16時間とする。</p> <p>(育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求手続)</p> <p>第10条 条例第13条の規定による育児短時間勤務承認請求書の様式は、<u>育児短時間勤務承認請求書</u>(様式第4号)とする。</p> <p>2 第4条第2項の規定は、<u>育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求</u>があった場合について準用する。</p> <p>(育児短時間勤務に係る子が死亡した場合等の届出)</p> <p>第11条 第6条の規定は、<u>育児短時間勤務に係る子が死亡した場合等の届出</u>について準用する。この場合において、<u>同条第1項第4</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、職員の育児休業等に関する条例(平成4年愛媛県条例第2号。以下「条例」という。)第5条の3第1項及び第11条 _____ の規定に基づき、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(育児休業計画書)</p> <p>第1条の2 条例第3条第4号 _____ に規定する育児休業計画書の様式は、<u>育児休業計画書</u>(様式第1号)とする。</p> <p>第2条 省略</p> <p>第3条 省略</p> <p>(育児休業に係る子が死亡した場合等の届出)</p> <p>第4条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 <u>第2条第2項</u>の規定は、第1項の届出があった場合について準用する。</p> <p>(_____ 任期付職員の採用及び任期の更新)</p> <p>第4条の2 任命権者は、<u>地方公務員の育児休業等に関する法律</u>(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第6条第1項の規定により職員を採用しようとする場合は、職員となる者に、任期を定めて採用されること及びその任期について承諾した文書を提出させるものとする。</p> <p>2 任命権者は、<u>条例第5条の2</u>の規定により職員の同意を得る場合には、当該職員に、任期を更新すること及びその更新する期間について承諾した文書を提出させるものとする。</p> <p>(_____ 勤務した期間に相当する期間)</p> <p>第4条の3 条例第5条の3第1項の人事委員会規則で定める期間は、休暇の期間その他勤務しないことにつき任命権者の承認があった期間のうち、次に掲げる期間以外の期間とする。</p> <p>(1) <u>育児休業法第2条</u>の規定により育児休業をしていた期間及び<u>教育公務員特例法</u>(昭和24年法律第1号)第26条第1項に規定する大学院修学休業をしていた期間 _____</p> <p>(2)・(3) 省略</p>

号中「条例第5条第1号」とあるのは、「条例第14条第1号」と読み替えるものとする。

(育児短時間勤務に伴う任期付短時間勤務職員の採用及び任期の更新)

第12条 第7条の規定は、育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の採用及び任期の更新について準用する。この場合において、同条第1項中「育児休業法第6条第1項」とあるのは「育児休業法第18条第1項」と、同条第2項中「条例第6条」とあるのは「条例第18条において準用する条例第6条」と読み替えるものとする。

(部分休業の承認の請求手続等)

第13条 部分休業の承認の請求は、部分休業承認請求書(様式第5号)により行うものとする。

2 第4条第2項の規定は、部分休業の承認の請求があった場合について準用する。

(部分休業に係る子が死亡した場合等の届出)

第14条 第6条の規定は、部分休業に係る子が死亡した場合等の届出について準用する。

様式第1号(第3条 関係) 育児休業等計画書

育児休業等計画書		
省略	氏名 ㊟	
請求の別	育児休業	育児短時間勤務
省略		
請求者の計画	請求期間	省略
	再度の請求予定期間	省略
配偶者の養育計画	省略	
	子を養育する方法	育児休業 育児短時間勤務 育児休業以外の休業・休暇 その他()
省略		

注1 育児休業等計画書は、育児休業承認請求書(様式第2号)と同時に(記載事項に変更が生じた場合にあっては、遅滞なく)提出すること。

2・3 省略

4 請求期間_____の欄は、育児休業承認請求書に記載した請求期間を記入すること。

5 養育予定期間の欄は、請求者の請求期間満了日_____の翌日から再度の請求予定期間_____の初日の前日までの期間(3月以上の期間に限る。)を記入すること。

6 省略

様式第2号(第4条、様式第1号関係) 省略

様式第3号(第6条関係) 養育状況変更届

省略		
届出	育児休業等に係る子を養育しなくなった。 同居しなくなった。 負傷又は疾病	

(部分休業の承認の請求手続等)

第5条 部分休業の承認の請求は、部分休業承認請求書(様式第4号)により行うものとする。

2 第2条第2項の規定は、部分休業の承認の請求があった場合について準用する。

(部分休業に係る子が死亡した場合等の届出)

第6条 第4条の規定は、部分休業に係る子が死亡した場合等の届出について準用する。

様式第1号(第1条の2関係) 育児休業計画書

育児休業計画書		
省略	氏名 ㊟	
省略		
請求者の育児休業計画	育児休業請求期間	省略
	再度の育児休業請求予定期間	省略
配偶者の養育計画	省略	
	子を養育するために利用する制度等	育児休業 育児休業以外の休業・休暇 その他()
省略		

注1 育児休業計画書は、育児休業承認請求書(様式第2号)と同時に(記載事項に変更が生じた場合にあっては、遅滞なく)提出すること。

2・3 省略

4 育児休業請求期間の欄は、育児休業承認請求書に記載した請求期間を記入すること。

5 養育予定期間の欄は、請求者の育児休業における育児休業請求期間の満了日の翌日から再度の育児休業請求予定期間の初日の前日までの期間(3月以上の期間に限る。)を記入すること。

6 省略

様式第2号(第2条、様式第1号関係) 省略

様式第3号(第4条関係) 養育状況変更届

省略		
届出	休業_____に係る子を養育しなくなった。 同居しなくなった。 負傷又は疾病	

の 事 由	その他() 育児休業等に係る子を配偶者が常態として養育でき ることとなった。 育児休業等に係る子が死亡した。 育児休業等に係る子と離縁した。(養子縁組の取消 しを含む。) 育児休業等に係る子との親族関係が特別養子縁組に より終了した。 その他()
	省略

注 省略

様式第5号(第13条関係) 省略

の 事 由	その他() 休業_____に係る子を配偶者が常態として養育でき ることとなった。 休業_____に係る子と離縁した。(養子縁組の取消 しを含む。) 休業_____に係る子との親族関係が特別養子縁組に より終了した。 その他()
	省略

注 省略

様式第4号(第5条関係) 省略

第22条 職員の育児休業等に関する規則の一部を次のように改正する。

様式第3号の次に次の1様式を加える。

様式第4号(第10条、様式第1号関係) 育児短時間勤務承認請求書

育 児 短 時 間 勤 務 承 認 請 求 書			
任命権者	様	年 月 日	
		所 属 請求者 職 名 氏 名	Ⓔ
請 求 に 係 る 子		請求者以外の請求に係る子の親	
氏 名		氏 名	
請求者との 続 柄		請求に係る子 との同居又は 別 居 の 別	同居 別居
生 年 月 日	年 月 日	就業の有無	有 無
請求の内容	育児短時間勤務		育児短時間勤務の期間の延長
	再度の育児短時間勤務		
	特別の事情		
請 求 期 間	年 月 日から 年 月 日まで		
勤務の形態	週 時間勤務 (地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第12条第1項 第1号 第2号 第3号 第4号 第5号 の勤務の形態)		
勤務の日及び 時間	月(: ~ :)	火(: ~ :)	水(: ~ :)
	金(: ~ :)	木(: ~ :)	
請求に係る子に ついて既に育児 短時間勤務をし た期間	年 月 日から 年 月 日まで		
	年 月 日から 年 月 日まで		
備 考			

- 注1 子の出産前に請求する場合にあっては、請求に係る子の欄は、当該子の出産後速やかに記入するものとし、請求期間の欄は、出産予定日以後の期間を記入すること。
- 2 のある欄は、該当のものにレ印を付けること。
- 3 特別の事情の欄は、再度の育児短時間勤務が必要な特別の事情を記入すること。
- 4 勤務の日及び時間の欄に掲げられていない日に勤務を希望する場合にあっては、備考の欄に勤務の日及び時間を記入すること。
- 5 備考の欄には、請求に係る子以外に小学校就学前の子を養育する場合にあっては当該子の氏名、請求者との続柄及び当該子の生年月日を、請求に係る子が養子の場合にあっては養子縁組の効力が生じた日を、請求に係る子以外の子について現に育児短時間勤務の承認を受けている場合にあってはその旨並びに当該承認に係る子の氏名及び当該承認の請求に係る期間等を記入すること。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

○愛媛県人事委員会規則12-55

職員の自己啓発等休業に関する規則を次のように定める。

平成20年3月21日

愛媛県人事委員会委員長 稲 瀬 道 和

職員の自己啓発等休業に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、職員の自己啓発等休業に関する条例(平成19年愛媛県条例第59号。以下「条例」という。)第3条、第11条第2項及び第12条の規定に基づき、職員の自己啓発等休業に関し必要な事項を定めるものとする。

(大学等課程の履修の成果をあげるために特に必要な場合)

第2条 条例第3条の人事委員会規則で定める場合は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第97条に規定する大学院の課程(同法第104条第4項第2号の規定によりこれに相当する教育を行うものとして認められたものを含む。)又はこれに相当する外国の大学(これに準ずる教育施設を含む。)の課程であって、その修業年限が2年を超え、3年を超えないものに在学してその課程を履修する場合とする。

(自己啓発等休業の承認の申請手続)

第3条 自己啓発等休業の承認の申請は、自己啓発等休業承認(期間延長)申請書(別記様式)により、自己啓発等休業を始めようとする日の1月前までに行うものとする。

2 任命権者は、自己啓発等休業の承認の申請をした職員に対して、当該申請について確認するため必要があると認める書類の提出を求められることができる。

(自己啓発等休業の期間の延長の申請手続)

第4条 前条の規定は、自己啓発等休業の期間の延長の申請について準用する。

(報告に係る書類の提出)

第5条 第3条第2項の規定は、条例第9条第1項の規定による報告について準用する。

(退職手当の取扱い)

第6条 条例第11条第2項の規定により読み替えて適用する愛媛県退職手当条例(昭和29年愛媛県条例第3号。以下「退職手当条例」という。)第7条第4項の人事委員会規則で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

- (1) 自己啓発等休業の期間中の大学等課程の履修又は国際貢献活動の内容が、その成果によって当該自己啓発等休業の期間の終了後においても公務の能率的な運営に特に資することが見込まれるものとして当該自己啓発等休業の期間の初日の前日までに、任命権者が人事委員会の承認を受けたこと。
- (2) 自己啓発等休業の期間中の行為を原因として地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第29条の規定による懲戒処分(懲戒免職の処分を除く。)又はこれに準ずる処分を受けていないこと。
- (3) 自己啓発等休業の期間の末日の翌日から起算した職員としての在職期間(退職手当条例第7条第5項の規定により職員としての引き続いた在職期間を含むものとされる期間並びに退職手当条例第7条の4第1項及び第6項の規定により職員としての引き続いた在職期間とみなされる期間を含む。)が5年に達するまでの期間中に退職したものでないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

ア 通勤(退職手当条例第4条第2項に規定する通勤をいう。以下同じ。)による負傷若しくは病気(以下「傷病」という。)若しくは死亡により退職した場合又は退職手当条例第5条第1項に規定する公務上の傷病若しくは死亡(他の法令等の規定により公務とみなされる業務に係る業務上の傷病又は死亡を含む。)により退職した場合

イ 法第28条の2第1項の規定により退職した場合(法第28条の3第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した場合を含む。)又はこれに準ずる他の法令の規定により退職した場合

ウ 退職手当条例第7条の4第4項及び第5項、第8条第3項並びに第14条の規定に該当し退職した場合

2 前項第3号の職員としての在職期間には、次に掲げる期間を含まないものとする。

- (1) 法第28条第2項の規定による休職の期間(通勤による傷病若しくは退職手当条例第5条第1項に規定する公務上の傷病(他の法令等の規定により公務とみなされる業務に係る業務上の傷病を含む。)により法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当し、又は職員の分限に関する条例(昭和26年愛媛県条例第43号)第2条に規定する事由に該当して休職にされた場合における当該休職の期間を除く。)
- (2) 法第29条第1項から第3項までの規定による停職の期間
- (3) 法第55条の2第1項ただし書の規定により職員団体の業務に専ら従事した期間
- (4) 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第2条第1項の規定による育児休業をした期間
- (5) 自己啓発等休業をした期間
- (6) 前各号の期間に準ずる期間

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

別記様式（第3条関係） 自己啓発等休業承認（期間延長）申請書

任命権者 様	自己啓発等休業承認（期間延長）申請書 年 月 日 提出者 所 属 職 名 氏 名			印	
申請の区分	自己啓発等休業期間の延長				
自己啓発等 休業の内容	大学等課程の履修	大学等の名称 (所在地)	()		
		課程(修業年限)	(年)		
		履修の期間	年 月 日から 年 月 日まで		
	国際貢献活動	活動組織			
		活動国・地域			
		活動内容			
		活動期間	国内訓練	年 月 日から 年 月 日まで	
			活動国滞在	年 月 日から 年 月 日まで	
申請(延長)の期間	年 月 日から 年 月 日まで				
既に自己啓発等休業をしている期間	年 月 日から 年 月 日まで				
備 考					

- 注1 不要の文字は、抹消すること。
- 2 のある欄は、該当のものにレ印を付けること。
- 3 活動組織の欄には、青年海外協力隊、シニア海外ボランティア、国連ボランティア等の参加する組織を記入すること。
- 4 国内訓練の欄には、独立行政法人国際協力機構が行う派遣前訓練等の準備行為に参加する期間を記入すること。
- 5 備考の欄には、以前に自己啓発等休業をした場合における当該自己啓発等休業の内容(大学等課程の履修又は国際貢献活動の別及び休業期間)、自己啓発等休業の期間を延長する場合における当該自己啓発等休業の期間の延長を申請する理由その他任命権者が承認の可否を判断するに当たって必要とする事項を記入すること。
- 6 この申請書には、次の内容が確認できる書類を添付すること。
- (1) 大学等課程の履修又は国際貢献活動の内容及び期間
 - (2) (1)の内容に関する照会先

公安委員会規則

○愛媛県公安委員会規則第3号

愛媛県警察組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成20年3月21日

愛媛県公安委員会委員長 木 網 俊 三

愛媛県警察組織規則の一部を改正する規則

愛媛県警察組織規則（平成17年愛媛県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条）</p> <p>第2章 組織</p> <p>第1節 職制（第2条 - 第20条）</p> <p>第2節 警察本部</p> <p>第1款 分課（第21条 - 第55条）</p> <p>第2款 警察学校（第56条）</p> <p>第3款 部の附置機関（第57条）</p> <p>第4款 課又は隊の附置機関（第58条 - <u>第77条の2</u>）</p> <p>第5款 組織及び運営（第78条）</p> <p>第3節 警察署（第79条・第80条）</p> <p>第4節 所掌事務に関する特例措置（第81条）</p> <p>第3章 補則（第82条）</p> <p>附則</p> <p><u>（企画官及び監察官）</u></p> <p>第7条 警務部に、<u>企画官及び監察官</u>を置き、警視の階級にある警察官をもって充てる。</p> <p><u>2 企画官は、上司の命を受け、警察運営の企画及び調整に関する事務並びに特に命ぜられた事務を掌理し、当該所属の職員を指揮監督する。</u></p> <p><u>3 省略</u></p> <p><u>（捜査第一課）</u></p> <p>第38条 捜査第一課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(6) 省略</p> <p><u>(7) 捜査支援に関すること。</u></p> <p><u>(8) 省略</u></p> <p><u>(9) 省略</u></p> <p><u>(10) 省略</u></p> <p><u>(11) 省略</u></p> <p><u>(12) 省略</u></p> <p><u>（刑事指導捜査支援室）</u></p> <p>第73条 捜査第一課に、<u>刑事指導捜査支援室</u>を附置する。</p> <p>2 <u>刑事指導捜査支援室は、第38条第1号から第8号（手口捜査に限る。）までの事務をつかさどる。</u></p> <p>3 <u>刑事指導捜査支援室に、室長を置き、警視の階級にある警察官をもって充てる。</u></p> <p>4 室長は、上司の命を受け、<u>刑事指導捜査支援室</u>の事務を掌理し、部下職員を指揮監督する。</p> <p>第77条 省略</p> <p><u>（災害対策室）</u></p> <p>第77条の2 <u>警備課に、災害対策室を附置する。</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条）</p> <p>第2章 組織</p> <p>第1節 職制（第2条 - 第20条）</p> <p>第2節 警察本部</p> <p>第1款 分課（第21条 - 第55条）</p> <p>第2款 警察学校（第56条）</p> <p>第3款 部の附置機関（第57条）</p> <p>第4款 課又は隊の附置機関（第58条 - <u>第77条</u>）</p> <p>第5款 組織及び運営（第78条）</p> <p>第3節 警察署（第79条・第80条）</p> <p>第4節 所掌事務に関する特例措置（第81条）</p> <p>第3章 補則（第82条）</p> <p>附則</p> <p><u>（監察官）</u></p> <p>第7条 警務部に、<u>監察官</u>を置き、警視の階級にある警察官をもって充てる。</p> <p><u>2 省略</u></p> <p><u>（捜査第一課）</u></p> <p>第38条 捜査第一課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(6) 省略</p> <p><u>(7) 省略</u></p> <p><u>(8) 省略</u></p> <p><u>(9) 省略</u></p> <p><u>(10) 省略</u></p> <p><u>(11) 省略</u></p> <p><u>（刑事指導室）</u></p> <p>第73条 捜査第一課に、<u>刑事指導室</u>を附置する。</p> <p>2 <u>刑事指導室は、第38条第1号から第6号</u>までの事務をつかさどる。</p> <p>3 <u>刑事指導室に、室長を置き、警視の階級にある警察官をもって充てる。</u></p> <p>4 室長は、上司の命を受け、<u>刑事指導室</u>の事務を掌理し、部下職員を指揮監督する。</p> <p>第77条 省略</p>

- 2 災害対策室は、第54条第6号から第10号までの事務のうち災害警備その他災害対策に関する事務をつかさどる。
- 3 災害対策室に、災害対策官を置き、警視の階級にある警察官をもって充てる。
- 4 災害対策官は、上司の命を受け、災害対策室の事務を掌理し、部下職員を指揮監督する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

公安委員会訓令

○愛媛県公安委員会訓令第2号

愛媛県公安委員会事務専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成20年3月21日

愛媛県公安委員会委員長 木 網 俊 三

愛媛県公安委員会事務専決規程の一部を改正する訓令

愛媛県公安委員会事務専決規程（昭和37年愛媛県公安委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																										
<p>別表2（第3条関係）</p> <p style="text-align: center;">部課長の専決事項</p> <p>1 部長専決事項</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 生活安全部長</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">法令</th> <th>専決事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>銃砲刀剣類所持等取締法</td> <td> <u>1 第4条第1項第1号の規定による獵銃又は空氣銃の所持許可</u> <u>2 第4条第1項第4号の規定によるけん銃又は空氣けん銃の所持許可</u> 3 第4条第1項第5号の規定による運動競技用信号銃又はけん銃の所持許可 4 省略 5 省略 6 省略 7 省略 8 省略 9 省略 10 省略 11 省略 </td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(4)・(5) 省略</p> <p>2 課長専決事項</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>(5) 生活安全企画課長</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">法令</th> <th>専決事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>犯罪による収益の移転</td> <td> <u>1 第9条第1項の規定による特定事業者の疑わしい取引の届出の受理</u> </td> </tr> </tbody> </table>	法令	専決事項	省略		銃砲刀剣類所持等取締法	<u>1 第4条第1項第1号の規定による獵銃又は空氣銃の所持許可</u> <u>2 第4条第1項第4号の規定によるけん銃又は空氣けん銃の所持許可</u> 3 第4条第1項第5号の規定による運動競技用信号銃又はけん銃の所持許可 4 省略 5 省略 6 省略 7 省略 8 省略 9 省略 10 省略 11 省略	省略		法令	専決事項	省略		犯罪による収益の移転	<u>1 第9条第1項の規定による特定事業者の疑わしい取引の届出の受理</u>	<p>別表2（第3条関係）</p> <p style="text-align: center;">部課長の専決事項</p> <p>1 部長専決事項</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 生活安全部長</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">法令</th> <th>専決事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>銃砲刀剣類所持等取締法</td> <td> 1 省略 2 省略 3 省略 4 省略 5 省略 6 省略 7 省略 8 省略 </td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(4)・(5) 省略</p> <p>2 課長専決事項</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>(5) 生活安全企画課長</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">法令</th> <th>専決事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	法令	専決事項	省略		銃砲刀剣類所持等取締法	1 省略 2 省略 3 省略 4 省略 5 省略 6 省略 7 省略 8 省略	省略		法令	専決事項	省略	
法令	専決事項																										
省略																											
銃砲刀剣類所持等取締法	<u>1 第4条第1項第1号の規定による獵銃又は空氣銃の所持許可</u> <u>2 第4条第1項第4号の規定によるけん銃又は空氣けん銃の所持許可</u> 3 第4条第1項第5号の規定による運動競技用信号銃又はけん銃の所持許可 4 省略 5 省略 6 省略 7 省略 8 省略 9 省略 10 省略 11 省略																										
省略																											
法令	専決事項																										
省略																											
犯罪による収益の移転	<u>1 第9条第1項の規定による特定事業者の疑わしい取引の届出の受理</u>																										
法令	専決事項																										
省略																											
銃砲刀剣類所持等取締法	1 省略 2 省略 3 省略 4 省略 5 省略 6 省略 7 省略 8 省略																										
省略																											
法令	専決事項																										
省略																											

防止に関する法律（平成19年法律第22号）	2 第9条第3項の規定による国家公安委員会への通知 3 第13条の規定による特定事業者に対する業務報告及び資料提出の要求（警察本部に勤務する警察職員に行わせる場合に限る。） 4 第14条第1項の規定による立入検査の実施（警察本部に勤務する警察職員に行わせる場合に限る。） 5 第15条の規定による特定事業者に対する指導、助言及び勧告（警察本部に勤務する警察職員に行わせる場合に限る。） 6 第16条の規定による特定事業者に対する是正命令
犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成20年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第1号）	1 第18条第2項の規定による身分証明書の発行

(6)～(12) 省略

別表3（第4条関係）

警察署長の専決事項

法令	専決事項
省略	
銃砲刀剣類所持等取締法	1～4 省略 5 第4条第1項の規定による銃砲（同項第1号の獵銃又は空気銃、同項第4号のけん銃又は空気けん銃及び同項第5号の運動競技用信号銃又はけん銃を除く。）又は刀剣類の所持許可 6～58 省略
省略	
探偵業の業務の適正化に関する法律施行規則（平成19年内閣府令第19号）	省略
犯罪による収益の移転防止に関する法律	1 第13条の規定による特定事業者に対する業務報告及び資料提出の要求（当該警察署に勤務する警察職員に行わせる場合に限る。） 2 第14条第1項の規定による立入検査の実施（当該警察署に勤務する警察職員に行わせる場合に限る。） 3 第15条の規定による特定事業者に対する指導、

(6)～(12) 省略

別表3（第4条関係）

警察署長の専決事項

法令	専決事項
省略	
銃砲刀剣類所持等取締法	1～4 省略 5 第4条第1項の規定による銃砲 _____ _____ _____ 又は刀剣類の所持許可 6～58 省略
省略	
探偵業の業務の適正化に関する法律施行規則（平成19年内閣府令第19号）	省略

	助言及び勧告（当該警察署に勤務する警察職員に行わせる場合に限る。）
道路交通法	省略
省略	

道路交通法	省略
省略	

附 則

この訓令は、平成20年 4月 1日から施行する。

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第2編第5章及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数は、次のとおりである。

平成20年 3月21日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 西 蔭 健

- 直接請求（県議会議員の解職請求を除く。）の要件となるべき選挙権を有する者の数
 - 選挙権を有する者の総数 1,207,789
 - 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 24,156
 - 40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 267,965
- 県議会議員の解職請求の要件となるべき選挙権を有する者の数

南 宇 和 郡	22,399	7,467
松山市・上浮穴郡	426,102	137,684
今治市・越智郡	151,500	50,500
宇和島市・北宇和郡	88,661	29,554
八幡浜市・西宇和郡	44,480	14,827
新 居 浜 市	103,162	34,388
西 条 市	94,001	31,334
大洲市・喜多郡	57,656	19,219
伊 予 市	32,872	10,958
四 国 中 央 市	76,818	25,606
西 予 市	37,779	12,593
東 温 市	28,301	9,434

選 挙 区 別	選挙権を有する者の総数	同左の3分の1の数 （松山市・上浮穴郡選挙区にあっては、同左の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）
伊 予 郡	44,058	14,686

○愛媛県選挙管理委員会告示第11号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第20条第1項の規定に基づく同法第12条第1項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、訂正の届出があった。

その要旨は、次のとおりである。

平成20年 3月21日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 西 蔭 健

政治団体の収支報告書の要旨

第12条関係

平成16年分

資金管理団体

（訂正後）

政治団体の名称 三宅浩正後援会

資金管理団体の届出をした者の氏名 三宅 浩正

資金管理団体の届出に係る公職の種類 愛媛県議会議員

報告年月日 H17. 3. 23

1 収 入 総 額

3,049,567 円

前年繰越額

74,567 円

本年収入額	2,975,000 円
2 支出総額	1,493,965 円
3 翌年繰越額	1,555,602 円
4 本年収入の内訳	
寄附	2,629,500 円
個人分	2,629,500 円
機関紙誌の発行その他の事業による収入	343,000 円
政治資金パーティー開催事業	343,000 円
その他の収入	2,500 円
1件10万円未満のもの	2,500 円

5 寄附の内訳

(寄附者) (金額) (住所・所在地)

(個人分)

三宅浩正	350,000 円	松山市
田中孝太郎	525,000 円	松山市
寺田太郎	1,000,000 円	松山市
宮竹勝也	500,000 円	松山市
西山恵美子	50,000 円	松山市
栗原加津子	50,000 円	松山市
年間5万円以下のもの	154,500 円	

6 支出の内訳

経常経費	987,654 円
人件費	844,450 円
備品・消耗品費	30,476 円
事務所費	112,728 円
政治活動費	506,311 円
組織活動費	49,870 円
機関紙誌の発行その他の事業費	452,550 円
宣伝事業費	75,825 円
政治資金パーティー開催事業費	376,725 円
寄附・交付金	3,000 円
その他の経費	891 円

(訂正前)

政治団体の名称 三宅浩正後援会
 資金管理団体の届出をした者の氏名 三宅 浩正
 資金管理団体の届出に係る公職の種類 愛媛県議会議員
 報告年月日 H17.3.23

1 収入総額	3,049,567 円
前年繰越額	74,567 円
本年収入額	2,975,000 円
2 支出総額	1,493,965 円
3 翌年繰越額	1,555,602 円
4 本年収入の内訳	
寄附	2,629,500 円
個人分	2,629,500 円
機関紙誌の発行その他の事業による収入	343,000 円
政治資金パーティー開催事業	343,000 円
その他の収入	2,500 円
1件10万円未満のもの	2,500 円

5 寄附の内訳

(寄附者) (金額) (住所・所在地)

(個人分)

三宅浩正	350,000 円	松山市
------	-----------	-----

田 中 孝太郎	525,000 円	松 山 市
寺 田 太 郎	1,000,000 円	松 山 市
宮 竹 勝 也	500,000 円	松 山 市
年間5万円以下のもの	254,500 円	

6 支 出 の 内 訳

経常経費	987,654 円
人件費	844,450 円
備品・消耗品費	30,476 円
事務所費	112,728 円
政治活動費	506,311 円
組織活動費	49,870 円
機関紙誌の発行その他の事業費	452,550 円
宣伝事業費	75,825 円
政治資金パーティー開催事業費	376,725 円
寄附・交付金	3,000 円
その他の経費	891 円

第12条関係

平成18年分

資金管理団体

(訂正後)

政治団体の名称 三宅浩正後援会

資金管理団体の届出をした者の氏名 三宅 浩正

資金管理団体の届出に係る公職の種類 愛媛県議会議員

報告年月日 H19. 3. 22

1 収 入 総 額	6,160,313 円
前年繰越額	475,787 円
本年收入額	5,684,526 円
2 支 出 総 額	4,475,204 円
3 翌 年 繰 越 額	1,685,109 円
4 本 年 収 入 の 内 訳	
寄附	5,402,000 円
個人分	5,402,000 円
機関紙誌の発行その他の事業による収入	271,500 円
「ホンネで正論選集」機関紙	35,500 円
「平成18年新年会」催物事業	154,000 円
「卒業記念ライブ」催物事業	82,000 円
その他の収入	11,026 円
1件10万円未満のもの	11,026 円

5 寄 附 の 内 訳

(寄附者) (金額) (住所・所在地)

(個人分)

梅 本 康 人	80,000 円	松 山 市
岡 本 治	201,000 円	松 山 市
新 矢 一	100,000 円	松 山 市
寺 田 太 郎	1,001,000 円	松 山 市
豊 永 充 洋	100,000 円	伊 予 市
橋 本 絹 恵	100,000 円	松 山 市
古 川 大 介	100,000 円	松 山 市
三 宅 俊 江	1,500,000 円	松 山 市
三 宅 浩 正	400,000 円	松 山 市
三 宅 美 香	800,000 円	松 山 市
西 嶋 理	50,000 円	松 山 市
年間5万円以下のもの	970,000 円	

6 支出の内訳	
経常経費	1,807,991 円
人件費	919,250 円
光熱水費	1,950 円
備品・消耗品費	181,590 円
事務所費	705,201 円
政治活動費	2,667,213 円
組織活動費	2,045,433 円
機関紙誌の発行その他の事業費	490,419 円
機関紙誌の発行事業費	121,800 円
宣伝事業費	158,619 円
その他事業費	210,000 円
調査研究費	106,122 円
寄附・交付金	12,000 円
その他の経費	13,239 円

(訂正前)

政治団体の名称 三宅浩正後援会
 資金管理団体の届出をした者の氏名 三宅 浩正
 資金管理団体の届出に係る公職の種類 愛媛県議会議員
 報告年月日 H19. 3. 22

1 収入総額	6,160,313 円
前年繰越額	475,787 円
本年收入額	5,684,526 円
2 支出総額	4,475,204 円
3 翌年繰越額	1,685,109 円
4 本年收入の内訳	
寄附	5,402,000 円
個人分	5,402,000 円
機関紙誌の発行その他の事業による収入	271,500 円
「ホンネで正論選集」機関紙	35,500 円
「平成18年新年会」催物事業	154,000 円
「卒業記念ライブ」催物事業	82,000 円
その他の収入	11,026 円
1件10万円未満のもの	11,026 円

5 寄附の内訳

(寄附者) (金額) (住所・所在地)

(個人分)

梅本 康人	80,000 円	松山市
岡本 治	201,000 円	松山市
新矢 一	100,000 円	松山市
寺田 太郎	1,001,000 円	松山市
豊永 充洋	100,000 円	伊予市
橋本 絹恵	100,000 円	松山市
古川 大介	100,000 円	松山市
三宅 俊江	1,500,000 円	松山市
三宅 浩正	400,000 円	松山市
三宅 美香	800,000 円	松山市
年間5万円以下のもの	1,020,000 円	

6 支出の内訳

経常経費	1,807,991 円
人件費	919,250 円
光熱水費	1,950 円
備品・消耗品費	181,590 円

事務所費	705,201 円
政治活動費	2,667,213 円
組織活動費	2,045,433 円
機関紙誌の発行その他の事業費	490,419 円
機関紙誌の発行事業費	121,800 円
宣伝事業費	158,619 円
その他事業費	210,000 円
調査研究費	106,122 円
寄附・交付金	12,000 円
その他の経費	13,239 円